

平成30年度

市税概要

厚木市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	平成30年度一般会計歳入歳出予算(当初)	7
4	平成30年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)	8
5	平成29年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	平成29年度一般会計歳入決算額	10
7	平成29年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	13
9	平成30年度市税歳入予算額の構成(当初)	14
10	平成29年度市税歳入決算額の構成	15
11	市税収入の推移	16
12	市税伸長状況表	16
13	市税の伸長率	17
14	徴税費に関する調べ(年度比較)	18
15	個人市民税・県民税	19
(1)	個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)	19
(2)	個人市民税納税義務者の内訳(当初現年分)	20
(3)	課税標準所得別納税義務者数(当初)	20
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ	21
(5)	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)	22
(6)	課税標準額段階別納税義務者数(当初)	23
(7)	課税標準額段階別総所得金額(当初)	24
(8)	事業専従者に関する調べ	25
16	法人市民税	26
(1)	税率別調定額前年度対比表	26
(2)	調定額の推移	27
(3)	月別調定額前年度対比表	28

17	固定資産税・都市計画税	29
	(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	29
	(2) 土地に関する概要調書	30
	(3) 宅地に関する調べ	32
	(4) 家屋に関する概要調書	33
	(5) 償却資産に関する概要調書	34
	(6) 土地の年度別構成比	35
	(7) 家屋の棟数及び床面積調べ	35
18	軽自動車税	36
	(1) 軽自動車税に関する調べ(当初)	36
	(2) 軽自動車税に関する調べ(当初、三輪・四輪内訳)	37
	(3) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初)	38
19	市たばこ税に関する調べ	39
20	入湯税に関する調べ	40

第 3 章 納 税

21	市税収入実績調べ	44
22	督促状発送状況調べ	46
23	滞納処分執行状況調べ	47

第 4 章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	50
25	行政機構と税務事務分掌	51
	(1) 行政機構図	51
	(2) 税務機構図	53
	(3) 税務事務分掌	53
26	税務職員係別人員調べ	55
27	電算事務実施状況	56
28	市税の税率等一覧表(平成30年度)	57
29	市税税率の変遷	58

第 1 章 総括



厚 木 市 章

(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

平成30年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 45"	下依知	極北	北緯 35° 31' 41"	上依知
極西	東経 139° 13' 42"	七沢	極南	北緯 35° 23' 41"	戸田

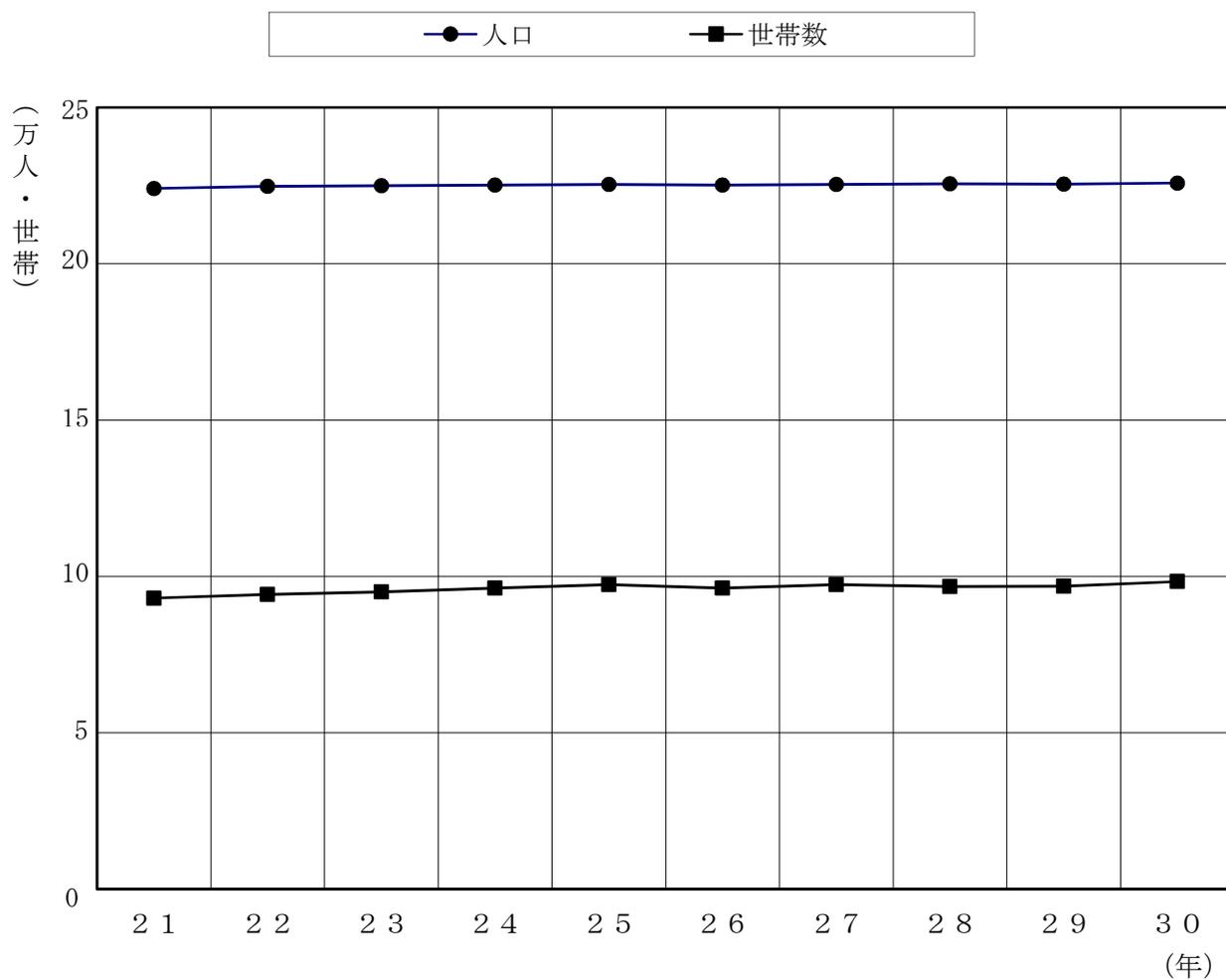
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎 (中町3-17-17)	139° 21' 44"	35° 26' 34"	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人
平成26年10月1日	国土地理院調査	93.84 km ²	225,166 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年次	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
2 1	94,706	226,059	118,182	107,877
2 2	92,476	224,420	116,927	107,493
2 3	93,064	224,101	116,553	107,548
2 4	94,225	224,776	116,889	107,887
2 5	95,054	224,954	116,929	108,025
2 6	96,281	225,166	117,052	108,114
2 7	97,443	225,347	117,130	108,217
2 8	96,767	225,541	116,511	109,030
2 9	98,145	225,693	116,655	109,038
3 0	99,336	225,204	116,487	108,717

3 平成30年度一般会計歳入歳出予算（当初）

歳 入 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構成比
5 市 税	42,935,816	49.8
10 地 方 譲 与 税	494,000	0.6
15 利 子 割 交 付 金	50,000	0.1
18 配 当 割 交 付 金	173,000	0.2
21 株 式 等 譲 渡 金 所 得 割 交 付 金	143,000	0.2
24 地 方 消 費 税 金 交 付 金	4,537,000	5.3
27 ゴルフ場利用税金 交 付 金	140,000	0.2
30 自 動 車 取 得 税 金 交 付 金	185,000	0.2
33 地 方 特 例 交 付 金	145,000	0.2
35 地 方 交 付 税	30,000	0.0
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	39,000	0.0
45 分 担 金 及 び 負 担 金	695,406	0.8
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,441,178	1.7
55 国 庫 支 出 金	13,490,327	15.6
60 県 支 出 金	5,066,514	5.9
65 財 産 収 入	185,550	0.2
70 寄 附 金	220,000	0.2
75 繰 入 金	1,416,953	1.6
80 繰 越 金	1,600,000	1.8
85 諸 収 入	4,448,356	5.2
90 市 債	8,763,900	10.2
合 計	86,200,000	100.0

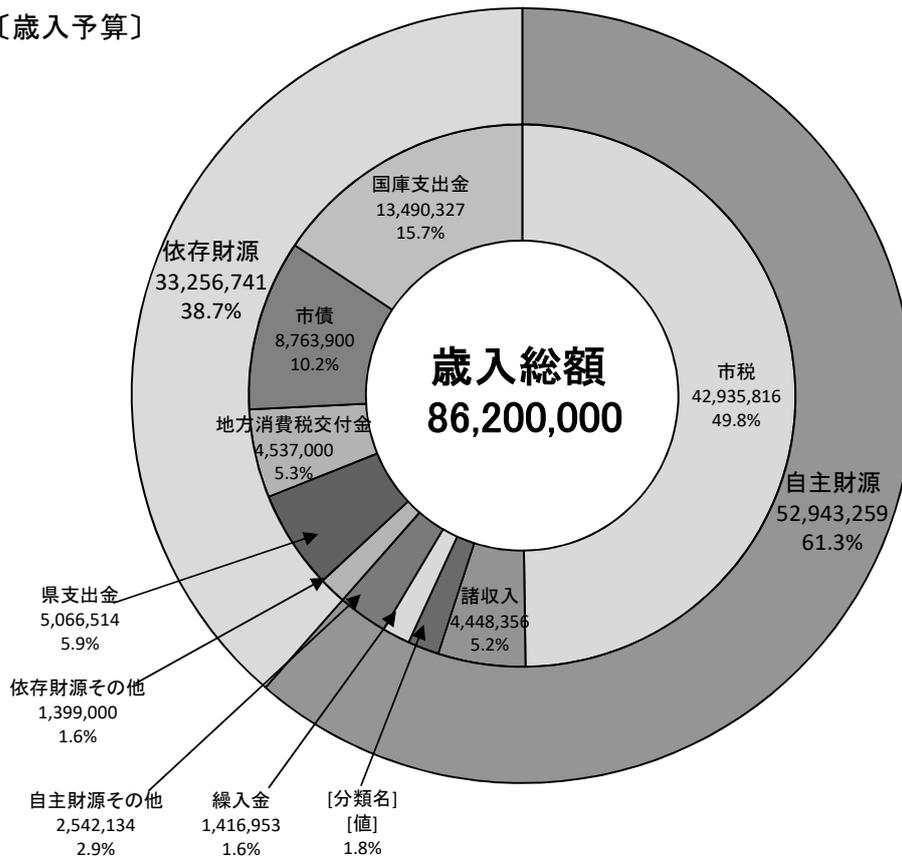
歳 出 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構成比
5 議 会 費	460,932	0.6
10 総 務 費	7,929,941	9.2
15 民 生 費	33,957,099	39.4
20 衛 生 費	8,015,256	9.3
25 労 働 費	288,440	0.3
30 農 林 水 産 業 費	801,061	0.9
35 商 工 費	3,275,690	3.8
40 土 木 費	13,972,723	16.2
45 消 防 費	3,037,676	3.5
50 教 育 費	8,506,946	9.9
60 公 債 費	5,854,236	6.8
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	86,200,000	100.0

4 平成30年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）

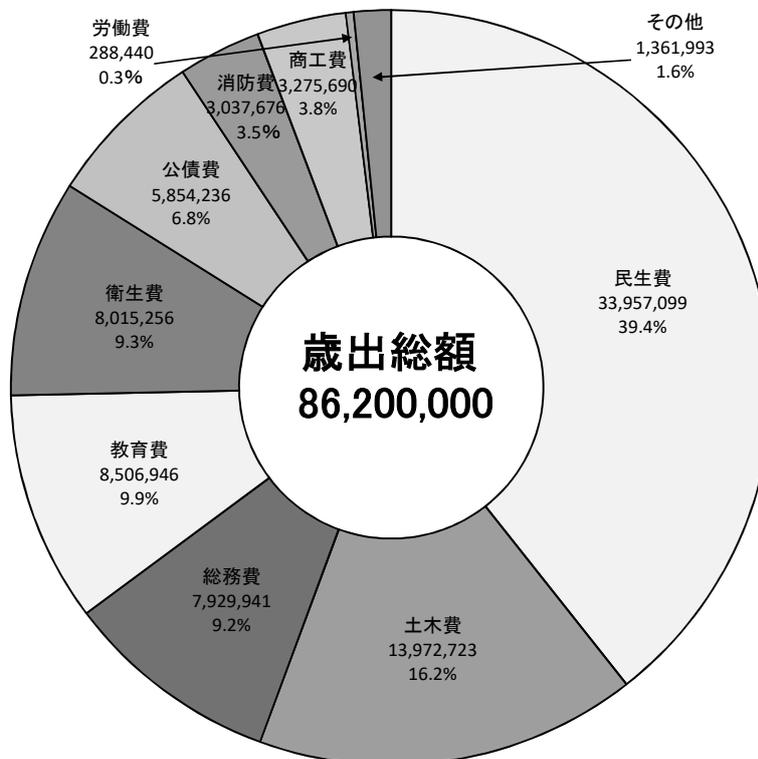
〔歳入予算〕

(単位:千円)



〔歳出予算〕

(単位:千円)



5 平成29年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	92,251,992,754	89,351,149,285	△ 2,900,843,469	
特別会計	公共用地取得事業	677,481,221	255,272,158	△ 422,209,063
	後期高齢者医療事業	2,571,493,000	2,561,800,326	△ 9,692,674
	国民健康保険事業	27,816,230,000	27,006,809,093	△ 809,420,907
	介護保険事業	13,585,197,000	13,236,190,284	△ 349,006,716
	公共下水道事業	7,352,103,000	6,714,167,054	△ 637,935,946
	小計	52,002,504,221	49,774,238,915	△ 2,228,265,306
合計	144,254,496,975	139,125,388,200	△ 5,129,108,775	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	92,251,992,754	85,274,753,948	6,977,238,806	
特別会計	公共用地取得事業	677,481,221	249,265,396	428,215,825
	後期高齢者医療事業	2,571,493,000	2,541,721,801	29,771,199
	国民健康保険事業	27,816,230,000	26,471,959,890	1,344,270,110
	介護保険事業	13,585,197,000	12,443,269,092	1,141,927,908
	公共下水道事業	7,352,103,000	6,588,028,588	764,074,412
	小計	52,002,504,221	48,294,244,767	3,708,259,454
合計	144,254,496,975	133,568,998,715	10,685,498,260	

6 平成29年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

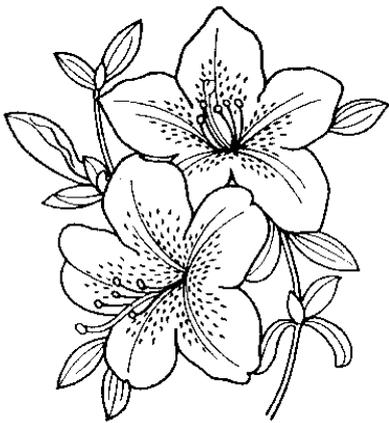
款 別	当初予算額	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)／(A)
5 市 税	43,291,082,000	49,491,082,000	50,296,318,549	49,526,490,651	55.4	100.1
10 地方譲与税	499,000,000	499,000,000	505,609,000	505,609,000	0.6	101.3
15 利子割交付金	52,000,000	52,000,000	44,627,000	44,627,000	0.0	85.8
18 配当割交付金	180,000,000	180,000,000	209,810,000	209,810,000	0.2	116.6
21 株式譲渡所得割 交 付 金	143,000,000	143,000,000	225,850,000	225,850,000	0.3	157.9
24 地方消費税 交 付 金	4,586,000,000	4,586,000,000	4,433,271,000	4,433,271,000	5.0	96.7
27 ゴルフ場利用 税 交 付 金	150,000,000	150,000,000	140,172,267	140,172,267	0.2	93.4
30 自動車取得税 交 付 金	150,000,000	150,000,000	273,903,000	273,903,000	0.3	182.6
33 地方特例 交 付 金	136,000,000	136,000,000	150,918,000	150,918,000	0.2	111.0
35 地方交付税	30,000,000	30,000,000	32,907,000	32,907,000	0.0	109.7
40 交通安全対策 特別交付金	39,000,000	39,000,000	38,118,000	38,118,000	0.0	97.7
45 分担金及び 負 担 金	578,376,000	578,376,000	592,275,282	577,282,856	0.6	99.8
50 使用料及び 手 数 料	1,457,420,000	1,457,420,000	1,468,537,882	1,425,481,032	1.6	97.8
55 国庫支出金	11,382,504,000	13,148,408,000	12,454,950,792	12,454,950,792	13.9	94.7
60 県 支 出 金	4,428,305,000	4,840,546,000	4,879,096,573	4,879,096,573	5.5	100.8
65 財 産 収 入	180,725,000	180,725,000	195,094,264	195,070,564	0.2	107.9
70 寄 附 金	200,000,000	270,000,000	259,660,758	259,660,758	0.3	96.2
75 繰 入 金	1,736,881,000	136,881,000	127,545,105	127,545,105	0.2	93.2
80 繰 越 金	1,600,000,000	3,552,785,754	3,552,786,089	3,552,786,089	4.0	100.0
85 諸 収 入	4,269,307,000	4,467,069,000	5,067,295,149	4,767,999,598	5.3	106.7
90 市 債	5,710,400,000	8,163,700,000	5,529,600,000	5,529,600,000	6.2	67.7
合 計	80,800,000,000	92,251,992,754	90,478,345,710	89,351,149,285	100.0	96.9

7 平成29年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	463,444,000	463,988,000	445,929,473	18,058,527	0.5	96.1
10 総 務 費	8,060,538,000	14,555,393,363	14,072,392,283	483,001,080	16.5	96.7
15 民 生 費	32,673,996,000	34,120,596,000	32,243,330,665	1,877,265,335	37.8	94.5
20 衛 生 費	7,568,724,000	7,696,157,897	7,416,888,979	279,268,918	8.7	96.4
25 労 働 費	293,468,000	300,091,000	286,645,771	13,445,229	0.3	95.5
30 農林水産業費	786,712,000	826,407,995	632,448,418	193,959,577	0.8	76.5
35 商 工 費	3,207,238,000	3,251,340,982	3,166,439,028	84,901,954	3.7	97.4
40 土 木 費	11,364,968,000	13,230,306,154	10,402,038,015	2,828,268,139	12.2	78.6
45 消 防 費	3,122,606,000	3,190,310,051	2,975,356,334	214,953,717	3.5	93.3
50 教 育 費	7,112,615,000	8,568,374,600	7,674,473,521	893,901,079	9.0	89.6
60 公 債 費	6,045,691,000	6,036,953,000	5,958,811,461	78,141,539	7.0	98.7
70 予 備 費	100,000,000	12,073,712	0	12,073,712	—	—
合 計	80,800,000,000	92,251,992,754	85,274,753,948	6,977,238,806	100.0	92.4

第 2 章 賦 課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき（シャクナゲ科）

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6～7 月に色とりどりの花が開花します。

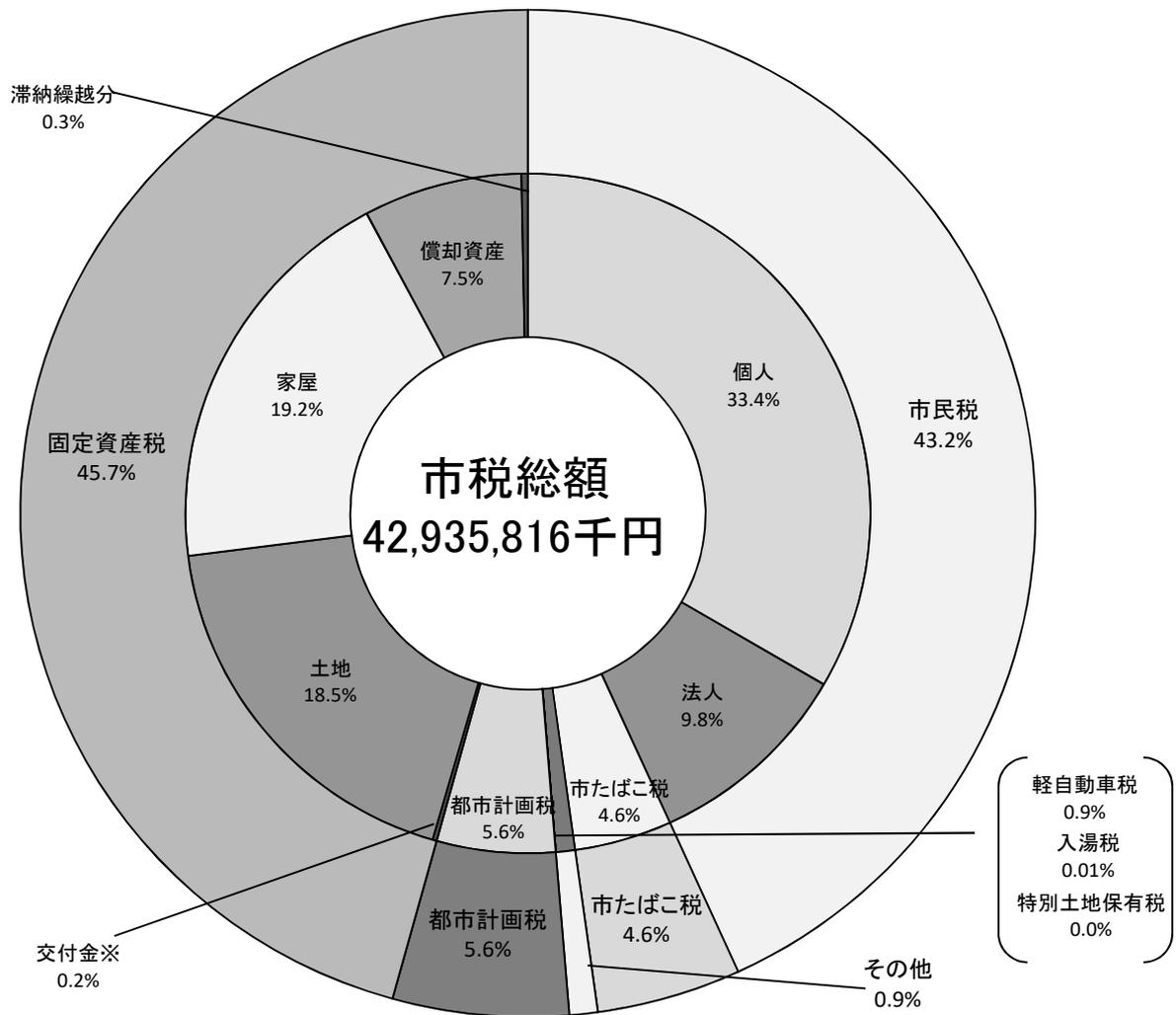
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

税 目		年 度	30	29	対前年度比
市 民 税			18,537,855	18,600,001	99.7
個 人	現年課税分		14,150,000	14,150,000	100.0
	滞納繰越分		164,117	239,003	68.7
法 人	現年課税分		4,200,000	4,200,000	100.0
	滞納繰越分		23,738	10,998	215.8
固 定 資 産 税			19,599,607	19,876,872	98.6
土地家屋 償却資産	現年課税分		19,388,000	19,605,000	98.9
	滞納繰越分		125,607	179,872	69.8
国有資産等所在市町村交付金			86,000	92,000	93.5
軽 自 動 車 税			406,989	381,745	106.6
	現年課税分		402,083	377,538	106.5
	滞納繰越分		4,906	4,207	116.6
市 た ば こ 税			1,990,160	1,985,789	100.2
	現年課税分		1,990,159	1,985,788	100.2
	滞納繰越分		1	1	100.0
特 別 土 地 保 有 税			1	1	100.0
	現年課税分		0	0	—
	滞納繰越分		1	1	100.0
入 湯 税			5,281	5,881	89.8
	現年課税分		5,280	5,880	89.8
	滞納繰越分		1	1	100.0
都 市 計 画 税			2,395,923	2,440,793	98.2
土地家屋	現年課税分		2,379,000	2,418,000	98.4
	滞納繰越分		16,923	22,793	74.2
現 年 課 税 分 計			42,600,522	42,834,206	99.5
滞 納 繰 越 分 計			335,294	456,876	73.4
市 税 総 計			42,935,816	43,291,082	99.2

9 平成30年度市税歳入予算額の構成（当初）

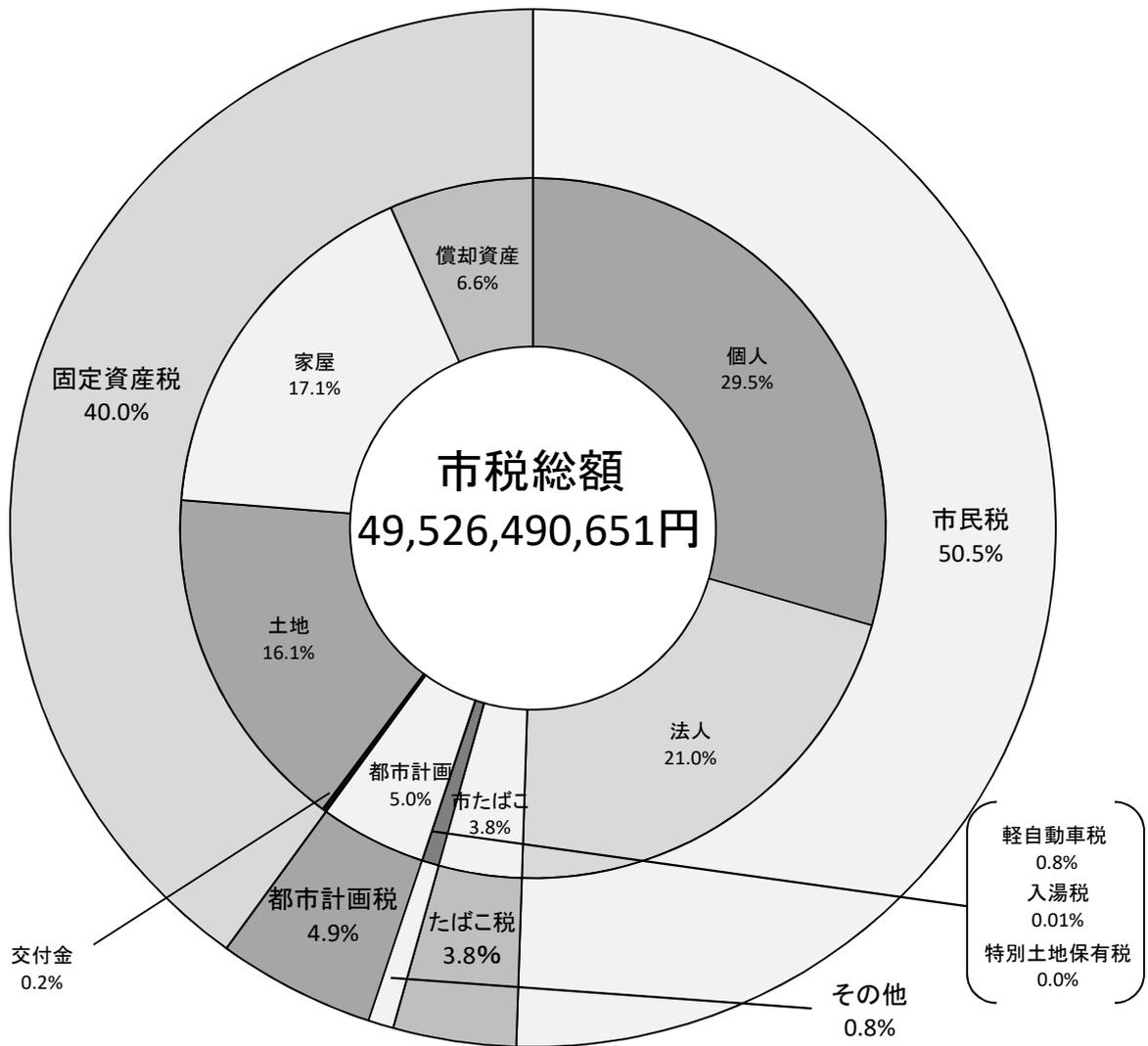


（単位：千円・％）

税目	区分	予 算 額			
		平成30年度	平成29年度	比較増減	対前年度比
1 普通税	市民税	40,534,612	40,844,408	△ 309,796	99.2
	個人	18,537,855	18,600,001	△ 62,146	99.7
	法人	14,314,117	14,389,003	△ 74,886	99.5
	固定資産税	4,223,738	4,210,998	12,740	100.3
	固定資産税	19,599,607	19,876,872	△ 277,265	98.6
	固定資産税	19,513,607	19,784,872	△ 271,265	98.6
	交付金※	86,000	92,000	△ 6,000	93.5
	軽自動車税	406,989	381,745	25,244	106.6
	市たばこ税	1,990,160	1,985,789	4,371	100.2
	特別土地保有税	1	1	0	100.0
2 目的税	入湯税	2,401,204	2,446,674	△ 45,470	98.1
	入湯税	5,281	5,881	△ 600	89.8
	都市計画税	2,395,923	2,440,793	△ 44,870	98.2
合計		42,935,816	43,291,082	△ 355,266	99.2

※国有資産等所在市町村交付金

10 平成29年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決算額			
		平成29年度	平成28年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	47,102,094,317	41,242,180,393	5,859,913,924	114.2
	市民税	25,014,256,350	19,116,678,486	5,897,577,864	130.9
	個人	14,601,777,212	14,488,418,927	113,358,285	100.8
	法人	10,412,479,138	4,628,259,559	5,784,219,579	225.0
	固定資産税	19,818,486,958	19,712,789,854	105,697,104	100.5
	固定資産税	19,721,682,558	19,618,252,454	103,430,104	100.5
	交付金※	96,804,400	94,537,400	2,267,000	102.4
	軽自動車税	386,367,898	368,100,063	18,267,835	105.0
	市たばこ税	1,882,983,111	2,044,611,990	△ 161,628,879	92.1
	特別土地保有税	0	0	0	—
2	目的税	2,424,396,334	2,424,441,752	△ 45,418	100.0
	入湯税	5,438,250	5,543,100	△ 104,850	98.1
	都市計画税	2,418,958,084	2,418,898,652	59,432	100.0
	合計	49,526,490,651	43,666,622,145	5,859,868,506	113.4

※国有資産等所在市町村交付金

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

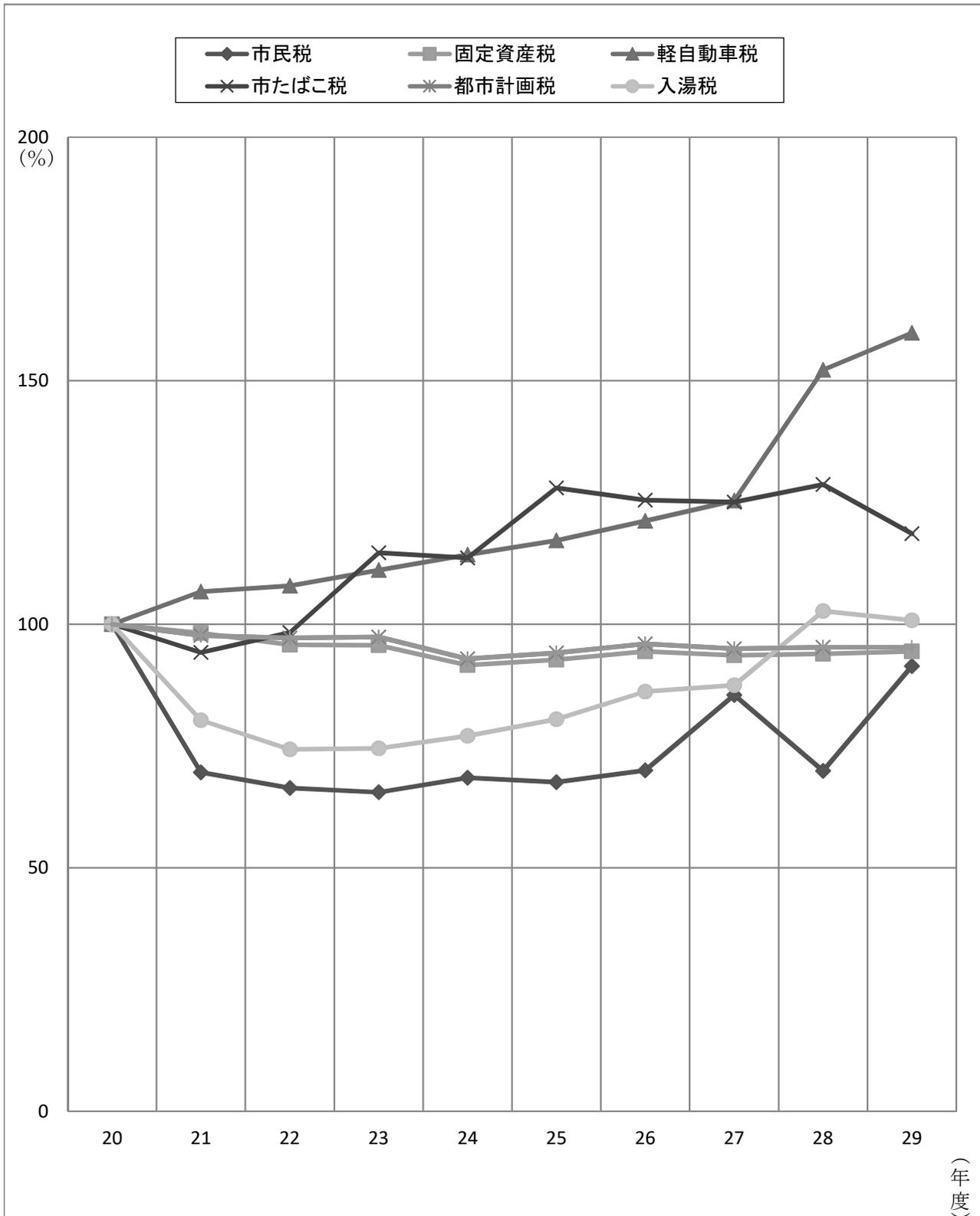
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額
25	42,531,633	45,881,081	42,647,211	500,288	2,733,581
26	42,947,473	45,847,226	43,688,963	224,125	1,934,137
27	47,352,182	49,233,833	47,742,646	216,849	1,274,337
28	43,758,627	44,686,807	43,666,622	114,252	905,932
29	49,491,082	50,296,318	49,526,490	108,944	660,883

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
25	99.6	100.5	93.0	100.0
26	101.0	102.4	95.3	100.1
27	110.3	109.3	97.0	100.2
28	92.4	91.5	97.7	99.9
29	113.1	113.4	98.5	100.1

1.3 市税の伸長率



平成20年度の決算額を100としたときの平成29年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入湯税	都市計画税
91.4	94.4	159.8	118.6	0.0	100.8	95.3

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	29	区 分	年 度	28	
税収入額	(1) 市 税		49,526,491	税収入額	(1) 市 税	43,666,622	
	(2) 個人 の 県 民 税		9,730,463		(2) 個人 の 県 民 税	9,650,900	
	(3) 合 計		59,256,954		(3) 合 計	53,317,522	
徴 人件費	(4) 基 本 給		269,717	徴 人件費	(4) 基 本 給	274,764	
	(5) 諸 手 当		252,573		(5) 諸 手 当	255,881	
	ア 超 過 勤 務 手 当		53,906		ア 超 過 勤 務 手 当	56,832	
	イ 税 務 特 別 手 当		0		イ 税 務 特 別 手 当	0	
	ウ そ の 他 の 手 当		198,667		ウ そ の 他 の 手 当	199,049	
	(6) そ の 他		95,678		(6) そ の 他	97,928	
	(7) 小 計		617,968		(7) 小 計	628,573	
税 需用費	(8) 旅 費		647	税 需用費	(8) 旅 費	402	
	(9) 賃 金		0		(9) 賃 金	0	
	(10) そ の 他		9,780		(10) そ の 他	10,575	
	(11) 小 計		10,427		(11) 小 計	10,977	
徴 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金		0	徴 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金	0	
	(13) 納税貯蓄組合補助金		200		(13) 納税貯蓄組合補助金	200	
	(14) 納 税 奨 励 金		0		(14) 納 税 奨 励 金	0	
	(15) そ の 他		0		(15) そ の 他	0	
	(16) 小 計		200		(16) 小 計	200	
	(17) そ の 他		151,932		(17) そ の 他	180,636	
(18) 合 計		780,527	(18) 合 計	820,386			
県税徴収 取 扱 費	(19) 納税義務者数を基準にした金額		347,446	県税徴収 取 扱 費	(19) 納税義務者数を基準にした金額	343,062	
	(20) 報奨金の額に相当する金額		0		(20) 報奨金の額に相当する金額	0	
	(21) 合 計		347,446		(21) 合 計	343,062	
(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)			433,081	(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)		477,324	
税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)		1.3%	税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)	1.5%	
	(24) (22) / (1)		0.9%		(24) (22) / (1)	1.1%	
徴税職員数4月1日現在			78人	徴税職員数4月1日現在			73人

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移（6月末）

(単位：人・千円・%)

区 分		年 度	26	27	28	29	30
納税義務者数	普通徴収		32,772	31,347	24,254	23,721	23,470
	給与特別徴収		61,604	65,306	73,801	75,221	76,674
	年金特別徴収		15,795	14,670	14,975	15,425	15,199
	計		110,171	111,323	113,030	114,367	115,343
税 額	市 民 税	普通徴収					
		均等割	122,604	112,698	88,679	85,814	84,488
		所得割	3,890,558	3,619,669	2,868,677	2,817,661	2,811,102
		給与特別徴収					
		均等割	207,159	223,059	249,682	257,978	263,122
		所得割	9,154,584	9,505,025	10,216,469	10,442,347	10,623,763
		小 計	14,077,461	14,158,474	14,135,159	14,347,789	14,541,730
	県 民 税	普通徴収					
		均等割	63,024	57,951	45,605	44,133	43,451
		所得割	2,608,264	2,426,717	1,923,132	1,888,990	1,884,295
		給与特別徴収					
		均等割	104,318	114,721	128,415	132,678	135,324
		所得割	6,140,447	6,375,703	6,852,075	7,004,818	7,127,087
小 計		9,380,090	9,435,914	9,419,103	9,561,836	9,691,394	
市・県民税	普通徴収						
	均等割	185,628	170,649	134,284	129,947	127,939	
	所得割	6,498,822	6,046,386	4,791,809	4,706,651	4,695,397	
	給与特別徴収						
	均等割	311,477	337,780	378,097	390,656	398,446	
	所得割	15,295,031	15,880,728	17,068,544	17,447,165	17,750,850	
	小 計	23,457,551	23,594,388	23,554,262	23,909,625	24,233,124	
伸 び 率		100.2	100.6	99.8	101.5	101.4	
特定あん分率 (県)		39.98	39.99	39.98	39.99	39.99	

※平成26年度の納税義務者数については、記載に誤りがあり、正しい数値に訂正しております。
(平成27年11月5日訂正)

(2) 個人市民税納税義務者の内訳（当初現年分）

(単位：人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合計
26	4,084	0	105,146	109,230
27	4,225	0	105,972	110,197
28	4,523	0	107,371	111,894
29	4,318	0	108,802	113,120
30	4,678	0	109,838	114,516

(3) 課税標準所得別納税義務者数（当初）

(単位：人)

区分 年度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	合計
26	83,920	3,446	22	17,758	105,146
27	84,992	3,560	26	17,394	105,972
28	86,055	3,645	38	17,633	107,371
29	87,051	3,753	38	17,960	108,802
30	88,120	3,677	33	18,008	109,838

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ

(単位：人・千円)

年 度		26	27	28	29	30
区 分						
納 税 義 務 者 数		105,146	105,972	107,371	108,802	109,838
総 所 得 金 額	総 所 得 金 額	345,505,427	350,436,164	356,840,704	361,675,235	367,634,034
	山 林 所 得 金 額	0	0	0	0	0
	退 職 所 得					
	分 離 譲 渡 金 額 等	11,846,915	9,417,943	8,509,348	8,966,585	10,376,619
	計	357,352,342	359,854,107	365,350,052	370,641,820	378,010,653
所 得 控 除 額	雑 損	6,943	6,843	2,070	1,832	6,103
	医 療 費	2,466,982	2,480,169	2,559,957	2,560,710	2,595,874
	社 会 保 険 料	54,986,739	56,884,063	59,587,699	61,260,700	62,935,899
	小 規 模 共 済	673,584	743,245	796,527	895,076	991,084
	生 命 保 険 料	3,168,469	3,292,509	3,384,058	3,471,994	3,542,334
	地 震 保 険 料	242,176	243,368	252,208	260,637	266,620
	障 害 者	983,680	974,500	993,320	995,460	987,720
	寡 婦	456,940	469,360	492,620	508,220	527,900
	寡 夫	59,540	58,240	59,540	55,120	54,600
	勤 労 学 生	2,600	2,340	1,300	2,860	2,600
	配 偶 者	10,179,160	9,977,090	9,751,960	9,575,500	9,383,210
	配 偶 者 特 別	559,150	571,380	622,350	612,610	573,160
	扶 養	7,027,820	6,973,840	6,943,150	6,843,610	6,815,030
	同 居 特 障 加 算 分	207,690	205,390	201,940	202,400	195,040
	基 礎	34,698,180	34,970,760	35,432,430	35,904,660	36,246,540
	計	115,719,653	117,853,097	121,081,129	123,151,389	125,123,714
課 税 標 準 額	総 所 得 金 額	229,918,047	232,680,855	235,884,674	238,633,970	242,645,071
	山 林 所 得 金 額	0	0	0	0	0
	退 職 所 得					
	分 離 譲 渡 金 額 等	11,714,642	9,320,155	8,384,249	8,856,461	10,241,868
	計	241,632,689	242,001,010	244,268,923	247,490,431	252,886,939
算 出 税 額		14,100,653	14,235,806	14,399,741	14,577,443	14,860,028
税 額 控 除 額 等		165,052	168,423	261,089	356,635	428,848
調 整 控 除		212,149	212,955	214,804	216,118	216,832
配 当 割 額 ・ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額		39,851	32,034	34,360	18,367	33,668
所 得 割 額		13,683,601	13,822,394	13,889,488	13,986,323	14,180,681

(5)退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位：人・千円)

年度 調定月	26		27		28		29		30	
	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額
4	75	13,373	78	11,115	46	8,599	82	11,325	69	7,759
5	277	42,296	208	31,609	209	25,640	190	25,569	221	31,419
6	29	3,245	37	16,251	73	4,222	36	4,674	34	6,475
7	46	12,198	42	13,224	39	6,376	25	3,271		
8	40	4,885	40	5,766	31	5,476	34	5,146		
9	19	2,222	37	3,402	27	5,384	25	1,642		
10	29	3,151	22	3,486	28	4,929	26	3,890		
11	34	4,654	36	5,293	19	2,190	45	8,791		
12	21	2,750	31	3,849	26	3,249	24	3,097		
1	26	2,725	18	1,881	24	3,529	26	3,376		
2	38	3,779	26	4,280	29	6,539	28	3,230		
3	60	13,704	28	3,086	19	17,777	34	6,611		
合 計	694	108,982	603	103,242	570	93,910	575	80,622		

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (当初)

(単位：人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に 関 連 した 課 税 者	計
10万円以下	2,862	172	2	900	264	4,200
10万円超え 100万円以下	21,022	1,142	12	9,383	258	31,817
100万円超え 200万円以下	25,999	942	11	3,846	240	31,038
200万円超え 300万円以下	16,632	613	4	1,259	194	18,702
300万円超え 400万円以下	8,948	327	1	504	115	9,895
400万円超え 550万円以下	7,172	201	1	384	130	7,888
550万円超え 700万円以下	2,329	86	0	220	68	2,703
700万円超え 1,000万円以下	1,569	60	1	230	91	1,951
1,000万円超え	1,087	109	1	319	128	1,644
合 計	87,620	3,652	33	17,045	1,488	109,838
200万円以下	49,883	2,256	25	14,129	762	67,055
200万円超え 700万円以下	35,081	1,227	6	2,367	507	39,188
700万円超え	2,656	169	2	549	219	3,595

(7) 課税標準額段階別総所得金額(当初)

(単位:千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,485,472	132,419	1,248	760,381	3,220,066	5,599,586
10万円超え 100万円以下	28,235,716	1,654,487	17,271	12,807,592	1,735,561	44,450,627
100万円超え 200万円以下	64,020,652	2,393,021	24,639	9,132,820	1,951,581	77,522,713
200万円超え 300万円以下	62,146,098	2,232,203	13,438	4,452,286	1,757,572	70,601,597
300万円超え 400万円以下	45,108,127	1,541,981	5,064	2,357,445	1,241,889	50,254,506
400万円超え 550万円以下	46,715,766	1,225,887	5,285	2,327,941	1,523,193	51,798,072
550万円超え 700万円以下	19,152,443	667,414	0	1,688,270	884,350	22,392,477
700万円超え 1,000万円以下	16,357,363	603,836	8,919	2,268,253	1,452,782	20,691,153
1,000万円超え	21,792,729	2,575,451	12,768	5,879,283	4,439,691	34,699,922
合計	305,014,366	13,026,699	88,632	41,674,271	18,206,685	378,010,653
200万円以下	93,741,840	4,179,927	43,158	22,700,793	6,907,208	127,572,926
200万円超え 700万円以下	173,122,434	5,667,485	23,787	10,825,942	5,407,004	195,046,652
700万円超え	38,150,092	3,179,287	21,687	8,147,536	5,892,473	55,391,075

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

区分 年度	青 色 申 告				事業専従者を有する白色申告者						
	青色申告 納 税 義務者数	事業専従者を有する者			専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数	納 税 義務者数	白 色 事 業		専 従 者 給 与 額	
		専 従 者 数	専 従 者					専 従 者 数	専 従 者		
			配 偶 者	配 偶 者 以 外					配 偶 者		配 偶 者 以 外
2 1	6,933	1,230	354	3,268,993	1,411	105	90	19	85,815		
2 2	6,739	1,131	328	3,007,063	1,326	91	75	18	82,328		
2 3	6,621	1,053	308	2,781,256	1,238	82	70	14	65,873		
2 4	6,917	1,118	321	2,843,250	1,300	76	68	9	62,412		
2 5	6,943	1,098	304	2,813,496	1,274	94	80	19	70,877		
2 6	6,909	1,087	313	2,816,823	1,274	93	81	70	104,660		
2 7	7,013	1,083	325	3,029,802	1,268	91	80	26	81,800		
2 8	7,163	1,087	309	2,884,088	1,260	91	79	60	97,940		
2 9	7,448	1,080	300	2,789,724	1,264	88	78	19	76,580		
3 0	7,474	1,038	284	2,693,774	1,209	86	77	21	72,729		

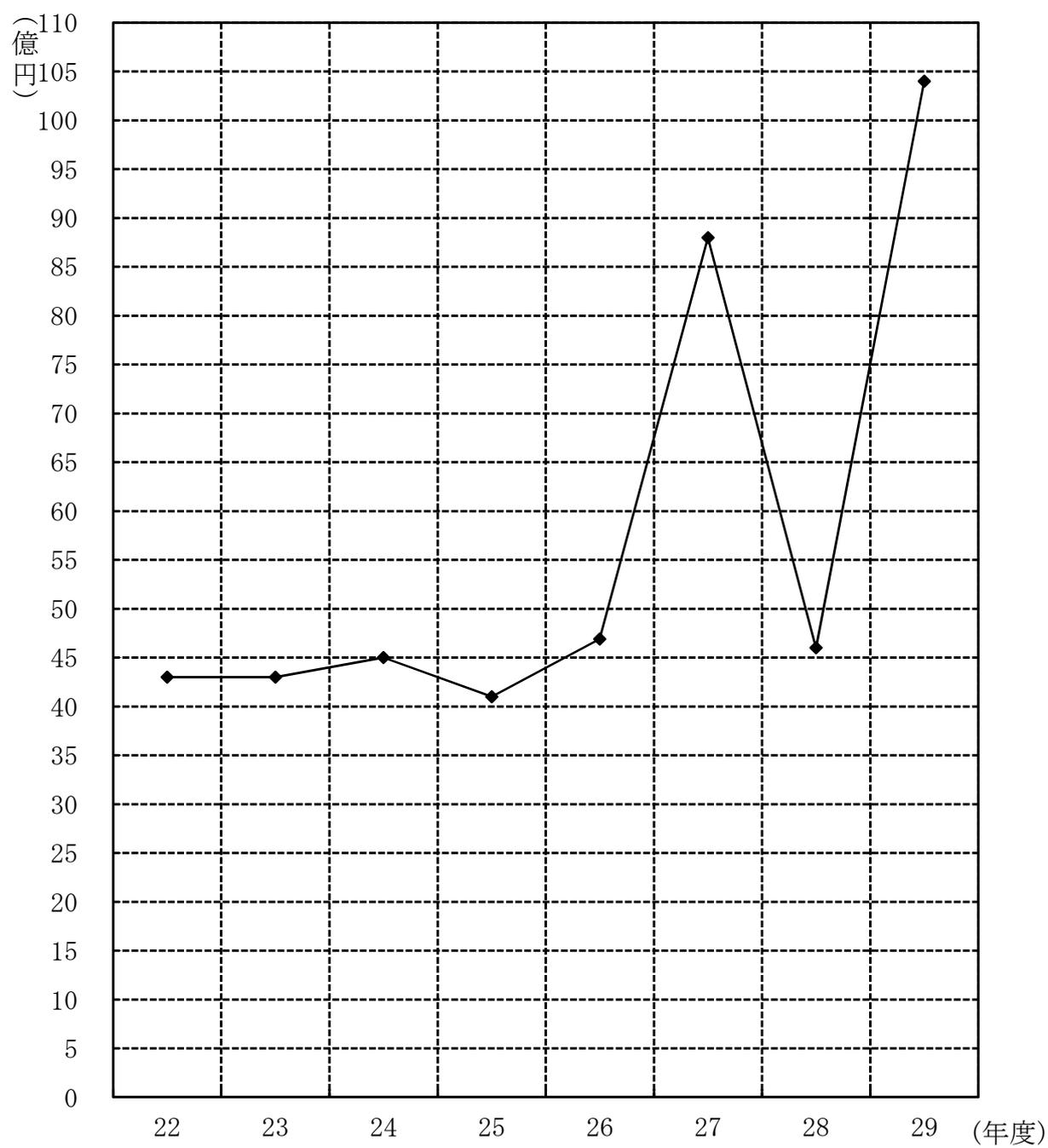
16 法人市民税

(1) 税率別調定額前年度対比表

区分		年度	29	28	対前年度比	構成比
		%	千円	千円	%	%
法人 税割	確定・ 予定	14.7	0	0	446.9	77.3
		※12.1	8,052,877	1,802,139		
		13.5	0	0	113.2	5.1
		※10.9	534,340	472,191		
		12.3	2,733	193	106.3	7.5
		※9.7	779,010	735,204		
	修正・ 更正	14.7	11,385	512,292	4.1	0.2
		※12.1	9,454	22,965		
		13.5	2,492	19,887	20.6	0.1
		※10.9	1,597	9,786		
		12.3	3,538	48,655	7.3	0.1
		※9.7	6,608	1,461		
小計			9,404,034	3,624,773	259.4	90.3
均等割			1,008,103	1,004,302	100.4	9.7
合計			10,412,137	4,629,075	224.9	100.0
納税 義務 者 数	地方税法 第三百 十二条 第一項	第1号法人	4,841	4,645	104.2	66.5
		第2号法人	62	61	101.6	0.8
		第3号法人	1,082	1,089	99.4	14.9
		第4号法人	123	118	104.2	1.6
		第5号法人	458	481	95.2	6.3
		第6号法人	72	71	101.4	1.0
		第7号法人	524	539	97.2	7.2
		第8号法人	42	43	97.7	0.6
		第9号法人・ 人格のない社団等	73	70	104.3	1.1
	計			7,277	7,117	102.2

※ 平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位：円・件・%)

年度 月	29		28		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4	89,049,500	742	119,418,500	715	75
5	247,688,500	1,386	246,383,300	1,445	101
6	1,154,776,300	1,566	1,479,834,600	1,554	78
7	4,730,438,600	1,075	582,520,500	1,032	812
8	212,903,700	960	195,541,300	893	109
9	178,665,100	859	224,095,700	878	80
10	96,829,100	787	165,286,000	761	59
11	2,993,407,900	1,608	873,032,300	1,654	343
12	101,466,100	688	86,134,300	656	118
1	53,459,700	386	43,990,500	562	122
2	83,703,700	777	82,316,500	759	102
3	469,748,100	1,004	530,521,900	1,127	89
計	10,412,136,300	11,838	4,629,075,400	12,036	225

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ（当初）

（単位：千円）

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地 ・ 家 屋	26	1,196,856,524	1,216,344,470
	27	1,183,320,149	1,204,721,209
	28	1,197,675,361	1,216,269,061
	29	1,203,243,174	1,220,302,650
	30	1,193,644,876	1,213,008,964
償 却 資 産	26	227,590,916	—
	27	224,926,016	—
	28	228,439,835	—
	29	232,761,354	—
	30	237,148,908	—
計	26	1,424,447,440	1,216,344,470
	27	1,408,246,165	1,204,721,209
	28	1,426,115,196	1,216,269,061
	29	1,436,004,528	1,220,302,650
	30	1,430,793,784	1,213,008,964

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目	地 積				決 定 価 格				筆 数				単位当たり価格		
	非課税地積 (m ²) (イ)	評価総地積 (m ²) (ロ)	法定免税点 未満のもの (m ²) (ハ)	法定免税点 以上のもの (m ²) (ニ)	総 額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る課 税標準額(千 円) (チ)	非課税地 筆 数 (筆) (リ)	評 価 総 筆 数 (筆) (ヌ)	法定免税 点未満の もの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (筆) (ヲ)	平均 価 格 (円/m ²) (ワ)	最高価格 (円/m ²) (カ)	
田	一般田	53,593	4,916,058	326,721	4,589,337	492,832	32,576	460,256	492,832	128	7,804	569	7,235	100	113
	勸告遊休田														
	介在田等	548	31,857	0	31,857	1,823,668	0	1,823,668	606,925	2	66	0	66	57,245	78,300
畑	一般畑	64,753	7,343,529	790,607	6,552,922	463,950	49,283	414,667	463,950	164	14,074	1,759	12,315	63	81
	勸告遊休畑														
	介在畑等	114,430	728,704	35	728,669	35,840,329	1,031	35,839,298	11,932,173	147	2,275	3	2,272	49,184	152,400
宅 地	小規模住 宅用地		10,776,603	4,104	10,772,499	693,274,741	173,515	693,101,226	115,449,236		69,593	341	69,252	64,331	479,598
	一般住 宅用地		3,372,335	1,007	3,371,328	157,786,936	29,473	157,757,463	52,550,834		25,813	139	25,674	46,789	327,977
	商業地等 (非住宅用地)		7,481,460	31	7,481,429	420,559,560	1,678	420,557,882	271,981,870		10,345	12	10,333	56,214	695,251
	計	2,499,025	21,630,398	5,142	21,625,256	1,271,621,237	204,666	1,271,416,571	439,981,940	2,519	105,751	492	105,259	58,789	695,251
塩 田															
鉱 泉 地	0	20	0	20	487	0	487	487	0	6	0	6	24,350	34,255	
池 沼															
山 林	一般山林	2,428,346	14,278,514	1,374,637	12,903,877	417,182	44,211	372,971	417,182	1,223	9,691	1,709	7,982	29	44
	介在山林	457	20,175	23	20,152	203,382	189	203,193	141,528	2	66	2	64	10,081	26,796
牧 場	0	25,658	0	25,658	11,931	0	11,931	11,931	0	32	0	32	465	465	
原 野	740	319,971	10,385	309,586	5,223	237	4,986	5,223	8	137	15	122	16	25	
雑 種 地	ゴルフ場の 用地	28,679	3,676,746	0	3,676,746	11,212,651	0	11,212,651	7,847,960	143	2,570	0	2,570	3,050	19,100
	遊園地等の 用地	683,971	0	0	0	0	0	0	0	618	0	0	0	0	
	鉄軌道用地 (単体利用)	106	35,826	0	35,826	857,576	0	857,576	557,356	1	62	0	62	23,937	63,333
	鉄軌道用地 (複合利用)	0	23,355	0	0	4,144,326	0	4,144,326	2,738,547	0	32	0	32	177,449	345,858
	その他の雑 種地	1,054,115	4,764,758	109,233	4,655,525	156,825,255	98,722	156,726,533	105,661,704	2,345	14,751	1,277	13,474	32,914	406,425
計	1,766,871	8,500,685	109,233	8,391,452	173,039,808	98,722	172,941,086	116,805,567	3,107	17,415	1,277	16,138	20,356	406,425	
そ の 他	29,115,668									78,990					
合 計	36,044,431	57,795,569	2,616,783	55,178,786	1,483,920,029	430,915	1,483,489,114	570,859,738	86,290	157,317	5,826	151,491	25,675		

(3) 宅地に関する調べ

地区別	区分	地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円) (ハ)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
						平均価格 (ロ) (イ) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	0	0	0	0	0	0
	高度商業地区Ⅰ	0	0	0	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	84,013	28,931,588	18,609,402	343	344,370	695,251
	普通商業地区	637,718	70,656,669	37,578,977	1,580	110,796	332,080
	計	721,731	99,588,257	56,188,379	1,900	137,985	695,251
住宅地区	併用住宅地区	1,628,964	126,014,813	53,544,782	6,764	77,359	189,178
	高級住宅地区	0	0	0	0	0	0
	普通住宅地区	11,487,976	751,879,284	173,476,743	75,750	65,449	168,890
	計	13,116,940	877,894,097	227,021,525	82,514	66,928	189,178
工業地区	大工場地区	2,715,248	117,415,226	71,177,237	661	43,243	80,480
	中小工場地区	1,823,028	100,465,305	60,500,654	1,838	55,109	107,290
	家内工業地区	0	0	0	0	0	0
	計	4,538,276	217,880,531	131,677,891	3,499	48,010	107,290
村落地区	集団地区	1,771,125	44,616,081	13,289,286	10,103	25,191	36,000
	村落地区	1,428,351	31,211,338	11,606,659	7,082	21,851	36,480
	計	3,199,476	75,827,419	24,895,945	17,185	23,700	36,480
観光地区	0	0	0	0	0	0	
農業用施設の用に供する宅地	48,833	226,267	158,386	159	4,633	4,712	
生産緑地地区内の宅地	0	0	0	0	0	0	
合計		21,625,256	1,271,416,571	439,942,126	105,257	58,793	695,251

(4) 家屋に関する概要調書

区 分		所有者数 (人)	棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
木 造	総 数		52,725	5,553,557	153,247,578	27,594
	法定免税点 未満のもの		1,514	46,485	80,750	1,737
	法定免税点 以上のもの		51,211	5,507,072	153,166,828	27,813
木 造 以 外	総 数		17,481	9,372,765	472,424,906	50,404
	法定免税点 未満のもの		205	3,848	19,181	4,985
	法定免税点 以上のもの		17,276	9,368,917	472,405,725	50,423
合 計	総 数	66,084	70,206	14,926,322	625,672,484	41,917
	法定免税点 未満のもの	1,394	1,719	50,333	99,931	1,985
	法定免税点 以上のもの	64,690	68,487	14,875,989	625,572,553	42,053

〈参考〉

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

(5) 償却資産に関する概要調書

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,552 人
	法人	5,390 人
	計	6,942 人

総括表

種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	61,004,678	60,917,196	63,161	60,854,035
	機械及び装置	87,445,012	86,833,523	759,911	86,073,612
	船舶	1,351	1,351		1,351
	航空機	0	0	0	0
	車輛及び運搬具	1,403,740	1,399,822	3,917	1,395,905
	工具、器具及び備品	59,239,052	59,195,351	45,802	59,149,549
	調整額				
	小計 (ハ)	209,093,833	208,347,243	872,791	207,474,452
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	26,530,779	26,145,636		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	4,379,599	2,656,029		
	小計 (ニ)	30,910,378	28,801,665		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	240,004,211	237,148,908			
同上内訳	市町村分の額		237,148,908		
	道府県分の額				

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調べ

	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
法第349条の3	第10項	14,725
	第20項	146,530
	第21項	146,192
	旧第18項	3,644
法附則第15条	第2項	145,952
	第23項	37,045
	第32項	667,346
	第43項	419,158
	旧第3項	28,712
	旧第7項	500
	旧第27項	7,835
	旧第40項	1,742
合計	1,619,381	872,791

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅地	山林	その他	評価総地積 (千㎡)
21	9.0	14.7	35.6	25.4	15.3	58,813
22	8.9	14.6	35.7	25.5	15.3	58,778
23	8.9	14.5	35.8	25.5	15.3	58,701
24	8.9	14.3	36.0	25.6	15.2	58,737
25	8.9	14.3	36.4	25.4	15.0	58,524
26	8.9	14.2	36.5	25.4	15.0	58,401
27	8.7	14.1	36.7	25.3	15.2	58,350
28	8.7	14.2	37.2	24.7	15.2	57,743
29	8.6	14.1	37.4	24.7	15.2	57,754
30	8.6	14.0	37.4	24.7	15.3	57,795

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
21	67,228	50,560	※ 16,668	14,027,255	5,141,509	8,885,746
22	67,502	50,774	※ 16,728	14,122,343	5,180,425	8,941,918
23	67,641	50,889	※ 16,752	14,127,046	5,215,375	8,911,671
24	67,927	51,112	※ 16,815	14,226,001	5,264,597	8,961,404
25	68,314	51,429	※ 16,885	14,334,287	5,321,152	9,013,135
26	68,917	51,749	※ 17,168	14,557,171	5,372,743	9,184,428
27	69,349	52,078	※ 17,271	14,661,105	5,431,200	9,229,905
28	69,527	52,210	※ 17,317	14,773,963	5,459,993	9,313,970
29	69,929	52,500	※ 17,429	14,814,442	5,510,181	9,304,261
30	70,206	52,725	※ 17,481	14,926,322	5,553,557	9,372,765

※ 区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税に関する調べ（当初）

平成30年4月1日現在（単位：台・円）

区分 車種		賦課期日現在台数			非課税 台数	減免 台数	差引課税 台数	税率	調定額	
		一般	官公署	計						
原動機付自転車	50cc以下	12,093	16	12,109	16	1	12,092	2,000	24,184,000	
	50cc超 90cc以下	893	11	904	11	0	893	2,000	1,786,000	
	90cc超 125cc以下	4,177	40	4,217	40	1	4,176	2,400	10,022,400	
	ミニカー	241	0	241	0	0	241	3,700	891,700	
	小計	17,404	67	17,471	67	2	17,402		36,884,100	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)	3,956	24	3,980	24	2	3,954	3,600	14,234,400	
	三輪車	9	0	9	0	0	9		39,900	
	四輪車	乗用	0	0	0	0	0	0		0
		乗用 自家用	32,068	13	32,081	13	377	31,691	※	278,869,800
		貨物 営業用	674	0	674	0	3	671		2,281,000
		貨物 自家用	9,769	38	9,807	38	64	9,705		46,426,700
	農耕用	1,435	3	1,438	3	0	1,435	2,400	3,444,000	
	特殊作業用	323	1	324	1	0	323	5,900	1,905,700	
小計	48,234	79	48,313	79	446	47,788		347,201,500		
二輪の小型自動車	3,756	46	3,802	46	0	3,756	6,000	22,536,000		
合計	69,394	192	69,586	192	448	68,946		406,621,600		

※P. 37 (2) 軽自動車税に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）参照

(2) 軽自動車税に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）

平成30年4月1日現在（単位：台・円）

車種		区分	賦課期日現在台数			非課税	減免	差引課税	税率	調定額		
			一般	官公署	計							
三輪		標準税率（新税率）	0	0	0	0	0	0	3,900	0		
		旧税率	1	0	1	0	0	1	3,100	3,100		
		重課税率	8	0	8	0	0	8	4,600	36,800		
		軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,000	0		
		軽課税率（50%軽減）	0	0	0	0	0	0	2,000	0		
		軽課税率（25%軽減）	0	0	0	0	0	0	3,000	0		
		小計	9	0	9	0	0	9		39,900		
四輪	乗用	営業用	標準税率（新税率）	0	0	0	0	0	0	6,900	0	
			旧税率	0	0	0	0	0	0	5,500	0	
			重課税率	0	0	0	0	0	0	8,200	0	
			軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,800	0	
			軽課税率（50%軽減）	0	0	0	0	0	0	3,500	0	
			軽課税率（25%軽減）	0	0	0	0	0	0	5,200	0	
	乗用	自家用	標準税率（新税率）	5,405	2	5,407	2	71	5,334	10,800	57,607,200	
			旧税率	19,823	8	19,831	8	245	19,578	7,200	140,961,600	
			重課税率	5,627	1	5,628	1	61	5,566	12,900	71,801,400	
			軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	2,700	0	
			軽課税率（50%軽減）	491	2	493	2	0	491	5,400	2,651,400	
			軽課税率（25%軽減）	722	0	722	0	0	722	8,100	5,848,200	
	貨物	営業用	標準税率（新税率）	151	0	151	0	0	151	3,800	573,800	
			旧税率	378	0	378	0	2	376	3,000	1,128,000	
			重課税率	102	0	102	0	1	101	4,500	454,500	
			軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
			軽課税率（50%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,900	0	
			軽課税率（25%軽減）	43	0	43	0	0	43	2,900	124,700	
		貨物	自家用	標準税率（新税率）	1,647	7	1,654	7	8	1,639	5,000	8,195,000
				旧税率	4,941	12	4,953	12	35	4,906	4,000	19,624,000
				重課税率	3,022	17	3,039	17	21	3,001	6,000	18,006,000
軽課税率（75%軽減）				1	0	1	0	0	1	1,300	1,300	
軽課税率（50%軽減）				0	0	0	0	0	0	2,500	0	
軽課税率（25%軽減）				158	2	160	2	0	158	3,800	600,400	
	小計	42,511	51	42,562	51	444	42,067		327,577,500			
	合計	42,520	51	42,571	51	444	42,076		327,617,400			

(3) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移（当初）

（単位：台・円・％）

車種	年度	28		29		30				
		台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	構成比		
		調定額		調定額		調定額				
原動機付自転車	50cc以下	13,134	96.6	12,571	95.7	12,092	96.2	17.5		
		26,268,000	193.2	25,142,000	95.7	24,184,000	96.2	6.0		
	50cc超 90cc以下	936	98.8	917	98.0	893	97.4	1.3		
		1,872,000	164.7	1,834,000	98.0	1,786,000	97.4	0.4		
	90cc超 125cc以下	3,892	104.7	4,022	103.3	4,176	103.8	6.1		
		9,340,800	157.0	9,652,800	103.3	10,022,400	103.8	2.5		
	ミニカー	236	99.6	243	103.0	241	99.2	0.3		
		873,200	147.4	899,100	103.0	891,700	99.2	0.2		
	小計	18,198	98.4	17,753	97.6	17,402	98.0	25.2		
		38,354,000	180.3	37,527,900	97.8	36,884,100	98.3	9.1		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付きのものを含む)	3,863	99.2	3,859	99.9	3,954	102.5	5.7		
		13,906,800	148.8	13,892,400	99.9	14,234,400	102.5	3.5		
	三輪車	9	100.0	9	100.0	9	100.0	0.0		
		38,400	137.6	38,400	100.0	39,900	103.9	0.0		
	四輪	乗用	営業用	1	100.0	0	—	0	—	0.0
			5,500	100.0	0	—	0	—	0.0	
		家用	30,484	103.0	31,064	101.9	31,691	102.0	46.0	
			243,950,400	114.4	262,101,900	107.4	278,869,800	106.4	68.6	
		米軍	0	—	0	—	0	—	0.0	
			0	—	0	—	0	—	0.0	
	貨物用	営業用	578	108.0	612	105.9	671	109.6	1.0	
		1,874,500	116.8	2,014,500	107.5	2,281,000	113.2	0.6		
		9,772	99.2	9,737	99.6	9,705	99.7	14.1		
	家用	44,686,600	113.5	45,589,600	102.0	46,426,700	101.8	11.4		
		農耕用	1,399	100.8	1,419	101.4	1,435	101.1	2.1	
	特殊作業用	3,357,600	151.2	3,405,600	101.4	3,444,000	101.1	0.8		
301		103.8	310	103.0	323	104.2	0.5			
小計	1,775,900	130.3	1,829,000	103.0	1,905,700	104.2	0.5			
	46,407	101.8	47,010	101.3	47,788	101.7	69.4			
合計	309,595,700	115.9	328,871,400	106.2	347,201,500	105.6	85.4			
	二輪の 小型自動車	3,714	100.1	3,707	99.8	3,756	101.3	5.4		
合計	22,284,000	150.2	22,242,000	99.8	22,536,000	101.3	5.5			
	68,319	100.8	68,470	100.2	68,946	100.7	100.0			
合計	370,233,700	122.1	388,641,300	105.0	406,621,600	104.6	100.0			

（注）表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

19 市たばこ税に関する調べ

上欄…調定額（円）、下欄…前月売上本数（本）

年度 申告月	27	対前年度比 (%)	28	対前年度比 (%)	29	対前年度比 (%)
4	163,379,664	74.4	173,241,580	106.0	191,212,928	110.4
	31,813,021	74.6	33,980,451	106.8	37,203,816	109.5
5	163,979,326	130.7	156,526,205	95.5	165,280,630	105.6
	31,929,264	130.7	30,247,282	94.7	31,786,868	105.1
6	168,635,365	104.7	162,754,943	96.5	167,754,838	103.1
	32,837,222	104.7	31,530,598	96.0	32,331,539	102.5
7	165,996,162	101.1	163,925,781	98.8	158,635,187	96.8
	32,335,800	101.2	31,780,731	98.3	30,587,595	96.2
8	183,651,398	106.2	168,728,220	91.9	156,535,242	92.8
	35,771,456	106.3	32,721,846	91.5	30,162,475	92.2
9	165,220,702	97.2	174,270,530	105.5	157,419,589	90.3
	32,199,189	97.3	33,786,282	104.9	30,341,200	89.8
10	168,286,372	101.3	163,826,782	97.3	155,710,939	95.0
	32,795,624	101.3	31,768,188	96.9	30,004,453	94.4
11	169,582,027	94.0	191,078,769	112.7	152,653,871	79.9
	33,053,926	94.1	37,023,062	112.0	29,417,908	79.5
12	160,570,518	104.5	175,072,993	109.0	144,866,317	82.7
	31,290,671	104.6	33,936,785	108.5	27,896,336	82.2
1	172,738,182	95.1	212,617,105	123.1	159,749,680	75.1
	33,653,875	95.2	41,142,663	122.3	30,763,698	74.8
2	151,060,548	100.6	150,031,965	99.3	140,982,318	94.0
	29,445,718	100.7	29,088,300	98.8	27,141,340	93.3
3	153,968,876	103.5	152,352,041	98.9	131,966,026	86.6
	30,039,785	103.8	29,536,637	98.3	25,411,798	86.0
手持品 課税			185,076		215,546	
			431,709		505,286	
計	1,987,069,140	99.7	2,044,611,990	102.9	1,882,983,111	92.1
	387,165,551	99.8	396,974,534	102.5	363,554,312	91.6

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
25	398,949,439	[平成28年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,925円	2,033,034,602
26	388,010,282		1,993,927,276
27	387,165,551	[平成29年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき3,355円	1,987,069,140
28	396,974,534		2,044,611,990
29	363,554,312	[平成30年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき4,000円	1,882,983,111

(注) 旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度化において、3級品とされていた紙巻たばこをいう。

20 入湯税に関する調べ

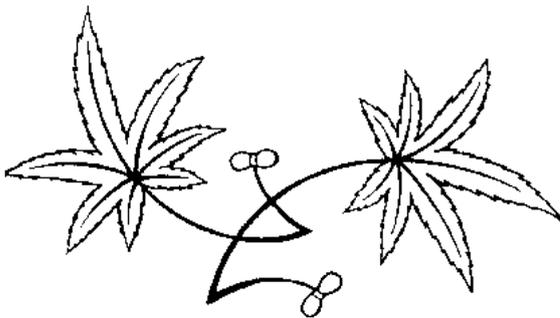
区分 \ 年度	27	28	29
税率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	31,482人	36,954人	36,255人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	2,624人	3,080人	3,021人
特別徴収義務者数	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒
	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 11軒	計 11軒	計 11軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	27		28		29	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4	438,300	96	552,300	126	543,000	98
5	323,250	110	442,200	137	419,100	95
6	351,750	97	475,350	135	417,600	88
7	289,800	94	403,350	139	358,950	89
8	275,400	105	412,800	150	380,100	92
9	433,050	81	633,600	146	663,150	105
10	364,950	113	316,500	87	356,700	113
11	337,650	94	435,750	129	426,000	98
12	492,000	102	486,750	99	519,000	107
1	480,300	102	501,000	104	539,400	108
2	469,500	133	457,350	97	444,000	97
3	466,350	149	426,150	91	371,250	87
合計	4,722,300	104	5,543,100	117	5,438,250	98

第 3 章 納税



市の木 もみじ

(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

もみじ（カエデ科）

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2.1 市税収入実績調べ

平成29年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市民税	24,550,000,000	24,937,297,067	24,789,662,525	371,654	147,262,888	100.98	99.41	99.11
内	個人	14,150,000,000	14,525,160,767	14,387,901,705	321,654	136,937,408	101.68	99.06	98.90
	法人	10,400,000,000	10,412,136,300	10,401,760,820	50,000	10,325,480	100.02	99.90	99.75
課	固定資産税	19,697,000,000	19,762,885,000	19,690,173,444	1,126,112	71,585,444	99.97	99.63	99.57
内	土地・家屋	16,412,000,000	16,405,454,700	16,336,324,444	1,093,712	68,036,544	99.54	99.58	99.52
	償却資産	3,193,000,000	3,260,625,900	3,257,044,600	32,400	3,548,900	102.01	99.89	99.80
課	国有資産交付金	92,000,000	96,804,400	96,804,400	0	0	105.22	100.00	100.00
度	軽自動車税	377,538,000	387,134,500	381,376,200	2,000	5,756,300	101.02	98.51	98.31
分	市たばこ税	1,985,788,000	1,882,983,111	1,882,983,111	0	0	94.82	100.00	100.00
	都市計画税	2,418,000,000	2,410,972,000	2,400,812,506	160,688	9,998,806	99.29	99.58	99.52
	入湯税	5,880,000	5,438,250	5,438,250	0	0	92.49	100.00	100.00
	計	49,034,206,000	49,386,709,928	49,150,446,036	1,660,454	234,603,438	100.24	99.52	99.38
滞 納	市民税	250,001,000	465,620,460	224,593,825	68,565,830	172,460,805	89.84	48.24	46.84
	個人	239,003,000	437,954,715	213,875,507	64,082,105	159,997,103	89.49	48.84	47.16
繰 越	法人	10,998,000	27,665,745	10,718,318	4,483,725	12,463,702	97.46	38.74	39.11
	固定資産税	179,872,000	376,260,843	128,313,514	32,297,391	215,649,938	71.34	34.10	34.90
内	土地・家屋	177,570,000	363,527,760	122,055,414	32,008,491	209,463,855	68.74	33.58	34.85
	償却資産	2,302,000	12,733,083	6,258,100	288,900	6,186,083	271.85	49.15	37.13
課	軽自動車税	4,207,000	13,457,437	4,991,698	1,663,700	6,802,039	118.65	37.09	32.75
分	市たばこ税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	特別土地保有税	1,000	225,400	0	0	225,400	0.00	0.00	0.00
	都市計画税	22,793,000	54,044,481	18,145,578	4,757,521	31,141,382	79.61	33.58	34.85
	入湯税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
	計	456,876,000	909,608,621	376,044,615	107,284,442	426,279,564	82.31	41.34	41.45
	市税総計	49,491,082,000	50,296,318,549	49,526,490,651	108,944,896	660,883,002	100.07	98.47	97.72
	前年度同期	43,758,627,000	44,686,807,536	43,666,622,145	114,252,700	905,932,691	99.79	97.72	96.97

2.1 市税収入実績調べ

平成28年度

(単位：円)

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市民税	18,925,000,000	18,955,574,477	18,786,376,987	102,034	169,095,456	99.27	99.11	99.03
内	個人	14,100,000,000	14,326,499,077	14,169,034,808	102,034	157,362,235	100.49	98.90	98.54
	法人	4,825,000,000	4,629,075,400	4,617,342,179	0	11,733,221	95.70	99.75	99.82
分	固定資産税	19,549,000,000	19,626,501,400	19,542,166,424	0	84,334,976	99.97	99.57	99.52
内	土地・家屋	16,274,000,000	16,336,635,500	16,258,602,324	0	78,033,176	99.91	99.52	99.43
	償却資産	3,183,000,000	3,195,328,500	3,189,026,700	0	6,301,800	100.19	99.80	99.91
計	国有資産交付金	92,000,000	94,537,400	94,537,400	0	0	102.76	100.00	100.00
分	軽自動車税	325,408,000	369,880,400	363,645,974	0	6,234,426	111.75	98.31	98.57
分	市たばこ税	1,952,891,000	2,044,611,990	2,044,611,990	0	0	104.70	100.00	100.00
分	都市計画税	2,393,000,000	2,405,525,200	2,394,035,026	0	11,490,174	100.04	99.52	99.43
分	入湯税	4,200,000	5,543,100	5,543,100	0	0	131.98	100.00	100.00
計		43,149,499,000	43,407,636,567	43,136,379,501	102,034	271,155,032	99.97	99.38	99.29
滞 納 繰 越 分	市民税	341,739,000	705,102,119	330,301,499	80,478,146	294,322,474	96.65	46.84	45.01
内	個人	331,064,000	677,184,515	319,384,119	79,290,746	278,509,650	96.47	47.16	45.03
	法人	10,675,000	27,917,604	10,917,380	1,187,400	15,812,824	102.27	39.11	44.49
分	固定資産税	229,783,000	488,900,640	170,623,430	27,787,162	290,490,048	74.25	34.90	34.62
内	土地・家屋	225,290,000	478,598,157	166,798,230	27,723,962	284,075,965	74.04	34.85	34.56
	償却資産	4,493,000	10,302,483	3,825,200	63,200	6,414,083	85.14	37.13	37.78
分	軽自動車税	5,016,000	13,601,011	4,454,089	1,752,711	7,394,211	88.80	32.75	31.37
分	市たばこ税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
分	特別土地保有税	1,000	225,400	0	0	225,400	0.00	0.00	0.00
分	都市計画税	32,587,000	71,341,799	24,863,626	4,132,647	42,345,526	76.30	34.85	34.56
分	入湯税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
計		609,128,000	1,279,170,969	530,242,644	114,150,666	634,777,659	87.05	41.45	40.42
市 税 総 計		43,758,627,000	44,686,807,536	43,666,622,145	114,252,700	905,932,691	99.79	97.72	96.97
前 年 度 同 期		47,352,182,000	49,233,833,286	47,742,646,510	216,849,699	1,274,337,077	100.82	96.97	95.29

2.2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		26		27		28		29	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	38,804	19.42	34,261	18.07	25,643	15.61	25,308	15.45
	特別徴収	3,299	2.04	3,738	2.14	5,468	2.63	6,201	2.98
法人市民税		474	4.81	500	5.08	415	4.25	443	4.57
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		35,815	9.39	33,722	8.79	34,616	8.95	32,214	8.35
固定資産税 (償却資産)									
軽自動車税		9,671	14.49	9,781	14.43	10,203	14.93	9,835	14.36
特別土地保有税		0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		88,063	11.02	82,002	9.94	76,345	9.25	74,001	8.79

平成26年1月のオンラインシステム入替の影響により、平成25年度の市県民税（特別徴収）の督促状件数には26年1～3月分の過納付通知が、固定資産税・都市計画税の督促状件数には固定資産税（償却資産）の3・4期分督促状件数が含まれています。平成26年度は過納付通知を含む数値と固定資産税・都市計画税と固定資産税（償却資産）の合算の数値を掲載しています。

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

23 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

年度		26	27	28	29
区分					
電話加入権差押	件数	0	0	0	0
	税額	0	0	0	0
不動産差押	件数	237	284	205	174
	税額	266,622,075	237,392,876	134,566,647	276,330,838
動産差押	件数	16	43	31	64
	税額	41,947,479	51,918,950	25,780,834	118,170,300
債権差押	件数	1,072	1,867	1,499	1,756
	税額	673,734,881	1,004,631,073	657,733,682	738,640,709
参加差押 (電話加入権 不動産 動産)	件数	47	85	64	103
	税額	48,820,046	90,193,040	83,315,813	161,988,347
交付要求 〔不動産〕	件数	72	187	168	153
	税額	37,743,831	59,910,786	138,342,781	183,400,349
合計	件数	1,444	2,466	1,967	2,250
	税額	1,068,868,312	1,444,046,725	1,039,739,757	1,478,530,543

第 4 章 その他の資料

24 市税証明等発行件数

(単位：件)

種類		年度				
		26	27	28	29	
市県民税課税証明 (所得証明)	本庁	21,001	22,222	21,857	21,610	
	連絡所	11,056	12,577	13,002	13,532	
	合計	32,057	34,799	34,859	35,142	
各種市税納税証明	本庁	3,653	3,689	3,435	3,840	
	連絡所	980	1,085	1,131	1,160	
	合計	4,633	4,774	4,566	5,000	
* 軽自動車税 車検用納税証明	本庁	1,213	1,179	1,137	1,213	
	連絡所	2,418	2,491	2,747	2,753	
	合計	3,631	3,670	3,884	3,966	
法人所在証明		本庁	259	208	173	201
固定資産	各種証明	本庁	6,144	6,486	7,414	7,256
		連絡所	1,088	1,095	1,199	1,082
		合計	7,232	7,581	8,613	8,338
	* 価格通知	本庁	2,681	1,973		
	住宅用家屋証明	本庁	1,163	1,101	925	1,031
証明発行総合計			51,656	54,106	53,020	53,678

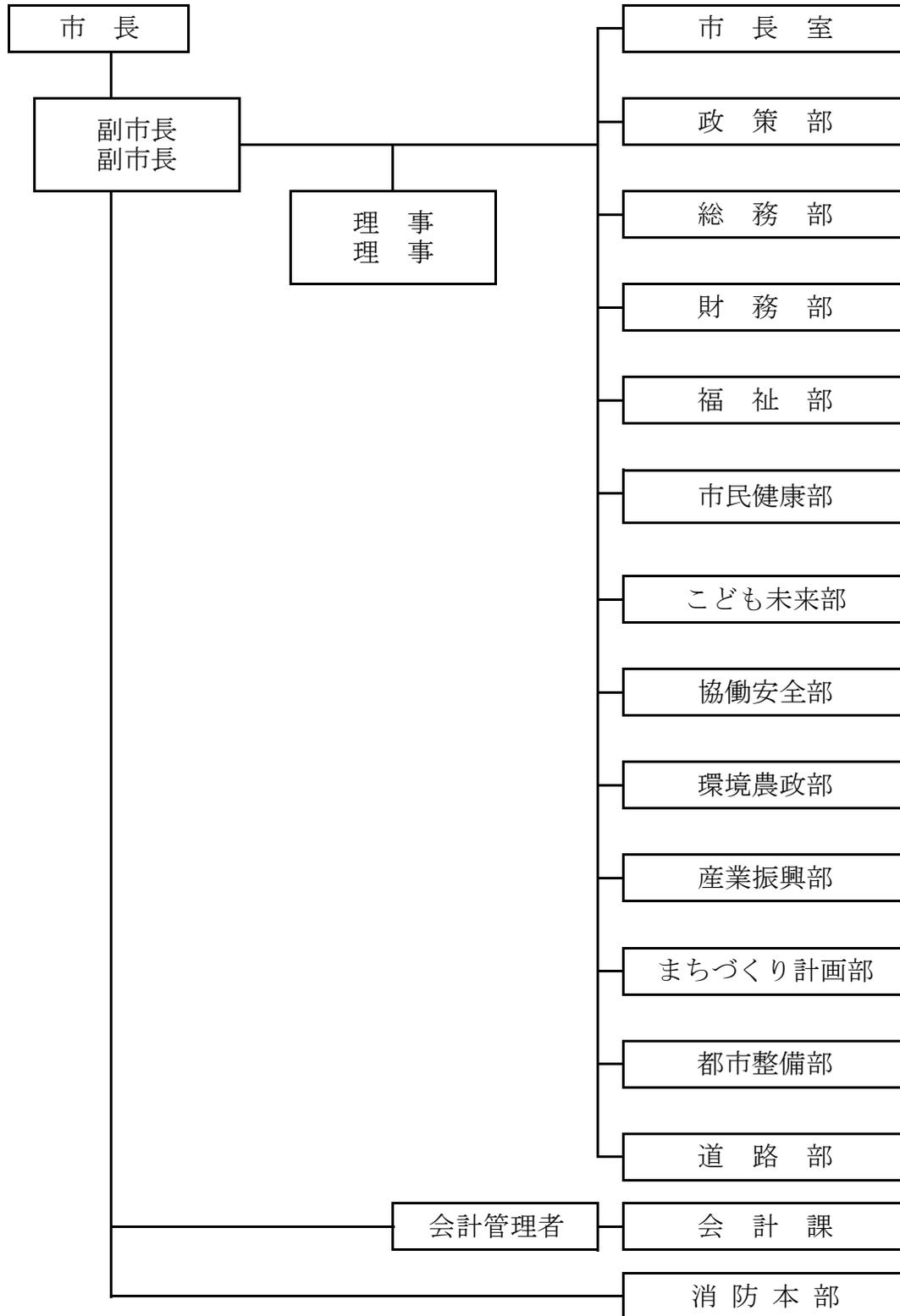
注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

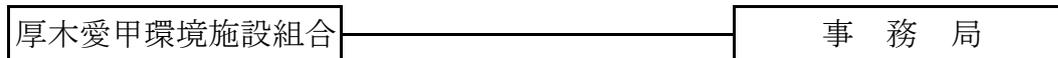
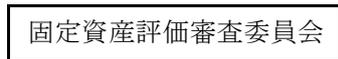
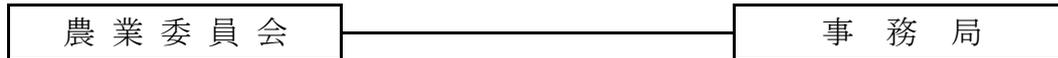
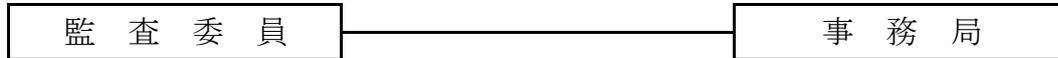
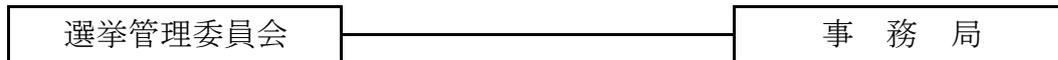
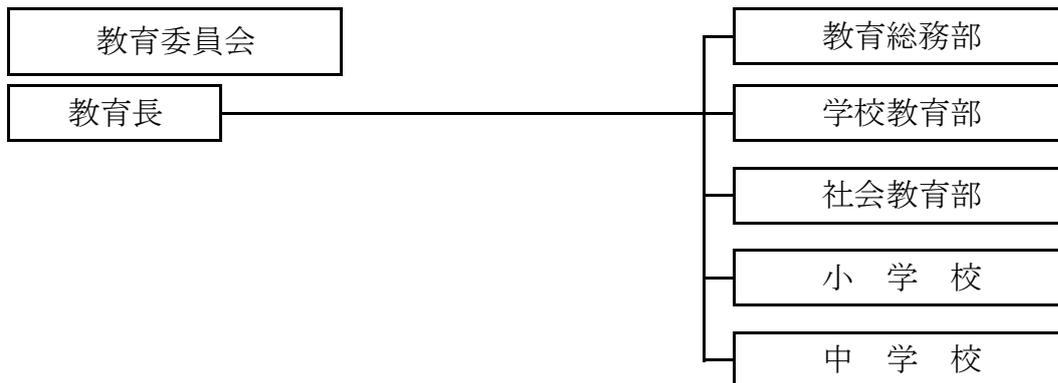
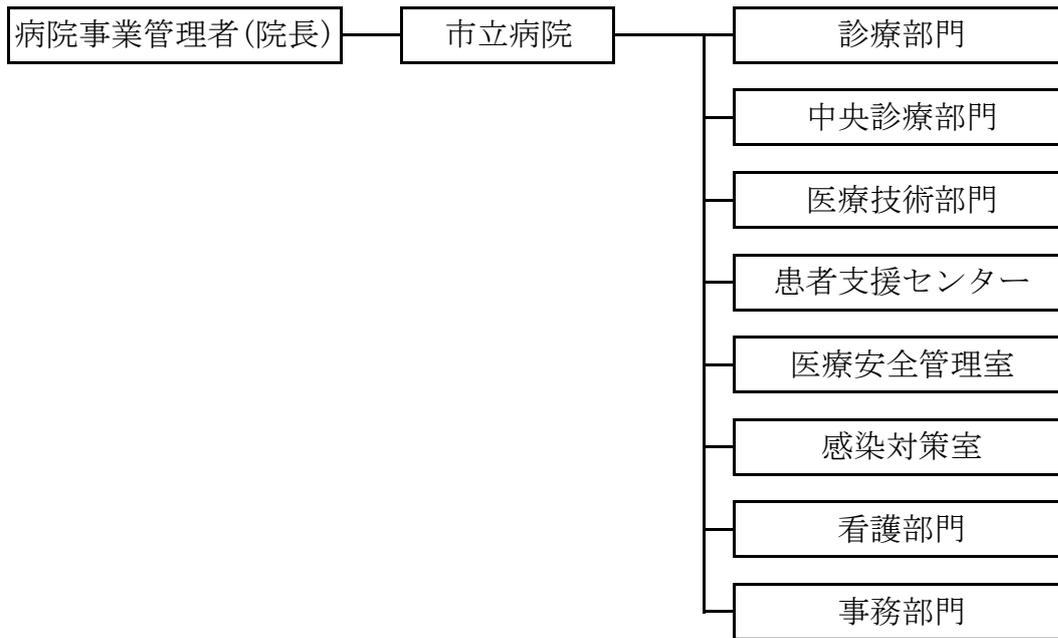
注 「*」は手数料免除

注 「価格通知」は法422条の3に基づく価格通知（平成28年3月31日で廃止）

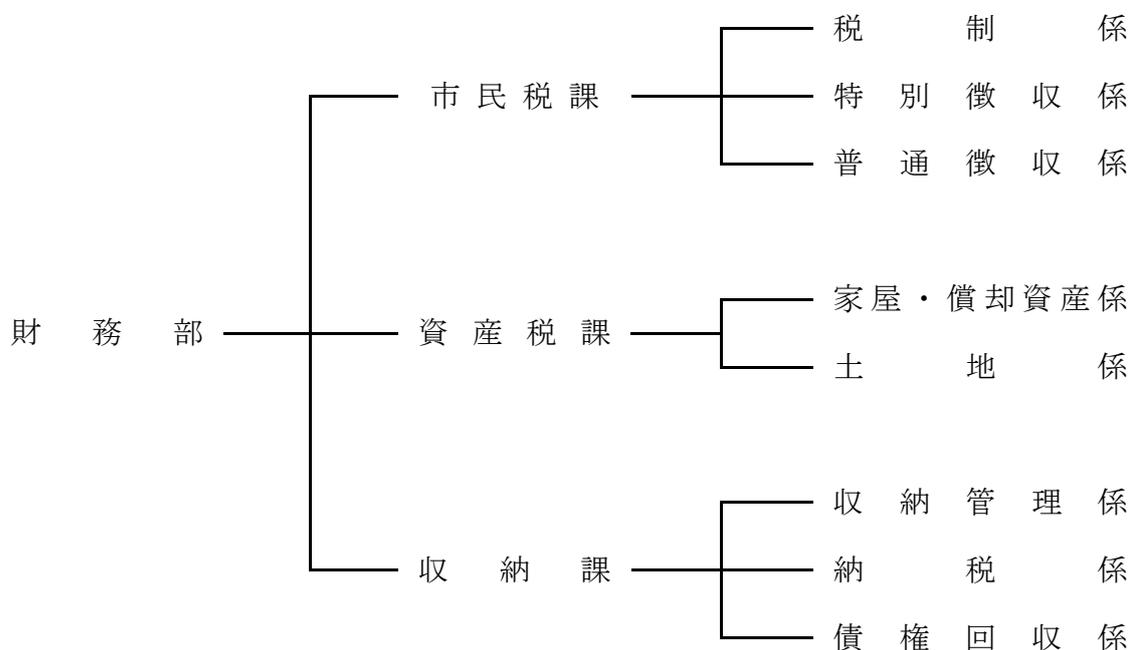
25 行政機構と税務事務分掌

(1) 行政機構図





(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係、特別徴収係、普通徴収係

- ① 税制に関すること。
- ② 市税歳入計画に関すること。
- ③ 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- ④ 市税に係る諸統計に関すること。
- ⑤ 営業の開廃業に関すること。
- ⑥ 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税を除く。）の審査請求に関すること。
- ⑦ 自動車臨時運行許可に関すること。
- ⑧ 市税及び納税に係る証明に関すること。
- ⑨ 特別徴収義務者の指定に関すること。
- ⑩ 特別徴収に係る取扱金融機関の指定に関すること。
- ⑪ 給与支払報告書に関すること。
- ⑫ 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

【資産税課】

家屋・償却資産係、土地係

- ① 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。
- ② 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。
- ③ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- ④ 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- ⑤ 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。）の審査請求に関する事。

【収納課】

収納管理係、納税係、債権回収係

- ① 市税及び県民税の徴収に関する事。
- ② 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関する事。
- ③ 過誤納金の還付及び充当に関する事。
- ④ 納税貯蓄組合等の指導育成に関する事。
- ⑤ 納税思想の普及及び啓発に関する事。
- ⑥ 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関する事。
- ⑦ 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- ⑧ 市税及び県民税の納税奨励に関する事。
- ⑨ 納税相談に関する事。
- ⑩ 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道事業受益者負担金に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所管に属するものを除く。)に関する事。

26 税務職員係別人員調べ

(平成30年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	課別計
財 務 部	市民税課	1	税制係 1 (兼係長)	1	2	-	3	-	7	25
		1	特別徴収係 1 (兼係長)	-	2	2	1	2	8	
		1	普通徴収係 1 (兼係長)	-	2	2	3	1	9	
	資産税課	1	家屋・償却資産係 1 (兼係長)	2	3	3	4	0	13	23
		1	土地係 1 (兼係長)	1	2	1	3	1	9	
	収納課	1	1	収納管理係 1 (兼係長)	1	3	0	3	1	9
1			納税係 1 (兼係長)	3	4	2	2	1	13	
1			債権回収係 1 (兼係長)	2	1	2	1	0	7	
計	3		8	10	19	12	20	6		78

27 電算事務実施状況

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷	
市 民 人	普通徴収	普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書送信用データ等	申告書、納税通知書、 税額変更通知書、入力連絡票、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より更 新し、帳票類も出力する。(但し、特別徴収 義務者への税額変更通知書及び納税義務者へ の税額変更通知書は月1回のバッチ処理で 行い、帳票類の打出しは外部委託で行う。)	S42. 3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45. 4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56. 4 普通徴収OCR化 S60. 7 日本語住民情報オンライン稼働 S62. 4 税務オンライン開始 H 8. 1 二次開発税務オンライン稼働 H14. 1 新当初課税システムの稼働 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化 H21.10 年金特別徴収開始 H22. 3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入(普通徴収のみ) H26. 1 税務オンライン新システム導入
	特別徴収	給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 税額決定通知書、税額変更通知書、 その他課税事務関連帳票		
税 法 人	各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発信用申告書、納付書、 更正決定通知書、減免決定通知書、 月別調定明細書、 その他課税事務関連帳票	発信用申告書の作成、申告内容の検査入力、 月1回調定作成、その他更正通知書、各種 統計資料の作成	S60.12 バッチ処理開始 S62. 4 税務オンライン開始 H22. 3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入	
固定資産税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より 更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55. 4 OCRシステム稼働 S59. 4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60. 4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61. 7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にパソコンを導入 . 8 オンライン稼働テスト S62. 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22. 3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入	
軽自動車税	軽自動車税申告書 課税物件異動通知書	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 車両異動勸奨通知書、標識交付証明書、 廃車証明書、減免申請書(継続) 課税物件異動通知書、車両照会書 (課税台帳)	当初課税は全てバッチ処理で賦課計算を行 い、帳票類の作成、印字及び封入封かん等 は外部委託。随時の賦課処理については、 オンラインで端末により更新し、帳票類を 出力する。	S48. 4 課税処理開始 S56. 4 消込処理開始 S60. 7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62. 3 軽自動車税オンライン業務開始 . 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入	
収納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ・年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納入済通知書により収納消 込、給与特徴データ分・年金特徴分は、収納デ ータにより収納消込を行う。ペイジー・コンビニ ・クレジットカード分は、速報データにより仮消 込、確報データにより本消込を行う。また、消込 に伴い、エラーリスト等を出力し、過誤納処理を 実施。未納者については、督促状、催告書等を 発送し、滞納処理を行う。	S55. 4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56. 4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59. 6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成) S62. 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ消込開始 H21. 6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始、 H22. 5 給与特別徴収データ消込開始 H23. 3 クレジットカード消込開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入	
口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振替。 手続後、振替不能通知書を作成。	(S44. 4 手落としによる口座振替開始) S60. 4 MT交換による口座振替開始 S62. 4 税務オンライン開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入	

28 市税の税率等一覧表（平成30年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																																						
市 個 人 税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割) 	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>課税標準の6%</td> </tr> </table> <p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により平成26年度から平成35年度まで均等割の標準税率に500円を加算。</p>	税率		均等割	3,500 円	所得割	課税標準の6%	普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで																																																
		税率																																																								
均等割	3,500 円																																																									
所得割	課税標準の6%																																																									
民 法 人 税		<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) 	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>5億円以上の法人</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円未満の法人</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <th colspan="2">均等割</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td></td> <td>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> </tr> </table> <p>※法人税割の税率については、平成26年10月1日以後の事業年度から適用</p>	資本金等の額		税率	法人税割	5億円以上の法人	12.1%		1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	10.9%		1億円未満の法人	9.7%	均等割		税率		公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	50,000 円		1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの		1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの		1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの		10億円を超える法人	50人以下のもの		10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの		50億円を超える法人	50人を超えるもの	申告納付 事業年度終了後2カ月以内																		
資本金等の額		税率																																																								
法人税割	5億円以上の法人	12.1%																																																								
	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	10.9%																																																								
	1億円未満の法人	9.7%																																																								
均等割		税率																																																								
	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	50,000 円																																																								
	1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの																																																								
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの																																																								
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの																																																								
	10億円を超える法人	50人以下のもの																																																								
	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの																																																								
	50億円を超える法人	50人を超えるもの																																																								
固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 	課税標準の1.4% 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	普通徴収 <納期限> 1期 5月1日～5月31日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～1月4日 4期 2月1日～2月28日																																																						
軽自動車税	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者 	<table border="1"> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="4">営業用</td> <td>標準税率(新税率)</td> <td rowspan="4">営業用</td> <td>標準税率(新税率)</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>旧税率</td> <td>旧税率</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>重課税率</td> <td>重課税率</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>軽課税率(75%軽減)</td> <td>軽課税率(75%軽減)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>軽課税率(50%軽減)</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>軽課税率(50%軽減)</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>軽課税率(25%軽減)</td> <td>軽課税率(25%軽減)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽二輪車(125cc超～250cc以下)</td> <td rowspan="2">年額</td> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>標準税率(新税率)</td> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>標準税率(新税率)</td> </tr> <tr> <td>旧税率</td> <td>旧税率</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td rowspan="6">年額</td> <td rowspan="6">自家用</td> <td>標準税率(新税率)</td> <td rowspan="6">自家用</td> <td>標準税率(新税率)</td> </tr> <tr> <td>旧税率</td> <td>旧税率</td> </tr> <tr> <td>重課税率</td> <td>重課税率</td> </tr> <tr> <td>軽課税率(75%軽減)</td> <td>軽課税率(75%軽減)</td> </tr> <tr> <td>軽課税率(50%軽減)</td> <td>軽課税率(50%軽減)</td> </tr> <tr> <td>軽課税率(25%軽減)</td> <td>軽課税率(25%軽減)</td> </tr> </table>	車種	税率	車種	税率	車種	税率	原動機付自転車	50cc以下	営業用	標準税率(新税率)	営業用	標準税率(新税率)	50cc超90cc以下	旧税率	旧税率	90cc超125cc以下	重課税率	重課税率	ミニカー	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(75%軽減)	小型特殊自動車	農耕作業用	軽自動車	軽課税率(50%軽減)	軽自動車	軽課税率(50%軽減)	特殊作業用	軽課税率(25%軽減)	軽課税率(25%軽減)	軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	四輪乗用	標準税率(新税率)	四輪貨物	標準税率(新税率)	旧税率	旧税率	二輪の小型自動車(250cc超)	年額	自家用	標準税率(新税率)	自家用	標準税率(新税率)	旧税率	旧税率	重課税率	重課税率	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(50%軽減)	軽課税率(50%軽減)	軽課税率(25%軽減)	軽課税率(25%軽減)	普通徴収 5月1日～5月31日
車種	税率	車種	税率	車種	税率																																																					
原動機付自転車	50cc以下	営業用	標準税率(新税率)	営業用	標準税率(新税率)																																																					
	50cc超90cc以下		旧税率		旧税率																																																					
	90cc超125cc以下		重課税率		重課税率																																																					
	ミニカー		軽課税率(75%軽減)		軽課税率(75%軽減)																																																					
小型特殊自動車	農耕作業用	軽自動車	軽課税率(50%軽減)	軽自動車	軽課税率(50%軽減)																																																					
	特殊作業用		軽課税率(25%軽減)		軽課税率(25%軽減)																																																					
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	四輪乗用	標準税率(新税率)	四輪貨物	標準税率(新税率)																																																					
			旧税率		旧税率																																																					
二輪の小型自動車(250cc超)	年額	自家用	標準税率(新税率)	自家用	標準税率(新税率)																																																					
			旧税率		旧税率																																																					
			重課税率		重課税率																																																					
			軽課税率(75%軽減)		軽課税率(75%軽減)																																																					
			軽課税率(50%軽減)		軽課税率(50%軽減)																																																					
			軽課税率(25%軽減)		軽課税率(25%軽減)																																																					
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> 卸売販売業者等 	税率(円/1,000本) 一般品 平成30年9月30日まで5,262円、平成30年10月1日から5,692円 旧3級品 4,000円	申告納付 毎月翌月末日まで																																																						
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> 1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者 1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者 	土地の保有に対して土地の取得価格の1.4% 土地の取得に対して取得価格の3% 免税点5,000㎡	申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)																																																						
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> 入湯客 	入湯客1人1日について 150円	特別徴収 毎月翌月末日まで																																																						
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者 	課税標準の0.2%	固定資産税と同様																																																						

29 市税税率の変遷

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																																				
市民税	均等割	2,500円							3,000円																																																						
	個人所得割	200万円以下 3%		200万円以下 3%		課税標準の6% (一律)																																																									
		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%																																																											
		700万円超え 12%		700万円超え 10%																																																											
	法人均等割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率																																																									
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円																																																									
		10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円																																																									
		10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円																																																									
		1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円																																																									
				50人以下であるもの		160,000 円																																																									
1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円																																																											
		50人以下であるもの		130,000 円																																																											
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円																																																											
上記の法人以外の法人等				50,000 円																																																											
法人税割	昭和56年改正 法人税額の14.7% (S56.8.1以降) (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5% 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3%																																																														
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																														
軽自動車税	昭和60年改正 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率(年額)</th> <th colspan="2">車種区分</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td rowspan="2">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>自転車</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>ミニカー</td> <td></td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽三輪</td> <td>3,100 円</td> <td colspan="2">軽二輪車(125cc超250cc以下)</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2">二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2">小型特殊農耕作業用</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2">自動車特殊作業用</td> <td>4,700 円</td> </tr> </tbody> </table>											車種区分		税率(年額)	車種区分		税率(年額)	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	原動機付自転車	50cc以下	1,000 円	営業用	5,500 円	50cc超90cc以下	1,200 円	貨物用	自家用	4,000 円	自転車	90cc超125cc以下	1,600 円	営業用	3,000 円	ミニカー		2,500 円	軽三輪		3,100 円	軽二輪車(125cc超250cc以下)		2,400 円				二輪の小型自動車(250cc超)		4,000 円				小型特殊農耕作業用		1,600 円				自動車特殊作業用		4,700 円
車種区分		税率(年額)	車種区分		税率(年額)																																																										
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	原動機付自転車	50cc以下	1,000 円																																																									
		営業用	5,500 円		50cc超90cc以下	1,200 円																																																									
	貨物用	自家用	4,000 円	自転車	90cc超125cc以下	1,600 円																																																									
		営業用	3,000 円	ミニカー		2,500 円																																																									
軽三輪		3,100 円	軽二輪車(125cc超250cc以下)		2,400 円																																																										
			二輪の小型自動車(250cc超)		4,000 円																																																										
			小型特殊農耕作業用		1,600 円																																																										
			自動車特殊作業用		4,700 円																																																										
市たばこ税	1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,000本につき1,155円) 平成9年4月1日から適用		1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用																																																						
特別土地保有税	保有分 1.4% (免税点 5,000㎡) 取得分 3%							新たな課税の停止																																																							
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円							課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用																																																							
都市計画税	課税標準の0.2%																																																														
備考																																																															

29 市税税率の変遷 (続き)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																																																																								
市民税	均等割	3,000円						3,500円																																																																																																																											
	個人所得割	課税標準の6% (一律)																																																																																																																																	
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>										資本金等の額	市内の従業者数	税率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000円	1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円	50人以下であるもの	160,000円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円	50人以下であるもの	130,000円	1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000円	上記の法人以外の法人等		50,000円																																																																																												
	資本金等の額	市内の従業者数	税率																																																																																																																																
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																																																																																																																	
10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																																																																																																																	
10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000円																																																																																																																																	
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円																																																																																																																																	
	50人以下であるもの	160,000円																																																																																																																																	
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円																																																																																																																																	
	50人以下であるもの	130,000円																																																																																																																																	
1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000円																																																																																																																																	
上記の法人以外の法人等		50,000円																																																																																																																																	
法人税割	昭和56年改正 法人税額の14.7% (S56.8.1以降) (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5% 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3%						平成26年度税制改正(H26.10.1以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%																																																																																																																												
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																																																																																																		
軽自動車税	昭和60年改正						平成27年改正																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>税率(年額)</th> <th>車種区分</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td>乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> <td rowspan="2">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>軽二輪車(125cc超250cc以下)</td> <td>2,400円</td> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>小型特殊農耕作業用</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自動車特殊作業用</td> <td>4,700円</td> </tr> </tbody> </table>						車種区分	税率(年額)	車種区分	税率(年額)	四輪以上	乗用 自家用	7,200円	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	乗用 営業用	5,500円	50cc超90cc以下	1,200円	貨物用	自家用	4,000円	90cc超125cc以下	1,600円	営業用	3,000円	ミニカー	2,500円	軽三輪	3,100円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	2,400円	二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円					小型特殊農耕作業用	1,600円					自動車特殊作業用	4,700円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税率(年額)</th> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>旧税率</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> <th>軽課税率(75%軽減)</th> <th>軽課税率(50%軽減)</th> <th>軽課税率(25%軽減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> <td>原動機付自転車</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> <td>原動機付自転車</td> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>軽二輪車(125cc超250cc以下)</td> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>小型特殊農耕作業用</td> <td>自動車特殊作業用</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table>					車種区分	税率(年額)						車種区分	税率(年額)	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(50%軽減)	軽課税率(25%軽減)	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	原動機付自転車	50cc超90cc以下	2,000円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	原動機付自転車	90cc超125cc以下	2,400円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	原動機付自転車	ミニカー	3,700円	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円									小型特殊農耕作業用	自動車特殊作業用	5,900円
車種区分	税率(年額)	車種区分	税率(年額)																																																																																																																																
四輪以上	乗用 自家用	7,200円	原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																																																																														
	乗用 営業用	5,500円		50cc超90cc以下	1,200円																																																																																																																														
	貨物用	自家用	4,000円	90cc超125cc以下	1,600円																																																																																																																														
		営業用	3,000円	ミニカー	2,500円																																																																																																																														
軽三輪	3,100円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	2,400円	二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円																																																																																																																														
				小型特殊農耕作業用	1,600円																																																																																																																														
				自動車特殊作業用	4,700円																																																																																																																														
車種区分	税率(年額)						車種区分	税率(年額)																																																																																																																											
	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率(75%軽減)	軽課税率(50%軽減)	軽課税率(25%軽減)																																																																																																																													
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円	原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																																																																																								
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	原動機付自転車	50cc超90cc以下	2,000円																																																																																																																								
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	原動機付自転車	90cc超125cc以下	2,400円																																																																																																																								
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円	原動機付自転車	ミニカー	3,700円																																																																																																																								
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	軽二輪車(125cc超250cc以下)	二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円																																																																																																																										
								小型特殊農耕作業用	自動車特殊作業用	5,900円																																																																																																																									
市たばこ税	1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用		1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成22年11月1日から適用		1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用		1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用		1,000本につき5,262円 (旧3級品は1,000本につき3,355円) 平成29年4月1日から適用		1,000本につき5,692円 (旧3級品は1,000本につき4,000円) 平成30年10月1日から適用																																																																																																																								
特別土地保有税	新たな課税の停止																																																																																																																																		
入湯税	1人1日につき150円 課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)																																																																																																																																		
都市計画税	課税標準の0.2%																																																																																																																																		
備考																																																																																																																																			

平成30年度市税概要

平成31年1月発行

発行 厚 木 市
編集 財務部市民税課